設 計 図 書 等 作 成 要 領

【設計変更重視型発注方式（試行）編】

令和６年（２０２４年）４月

北海道建設部建設政策局建設管理課

目　　次

【設計変更重視型発注方式（試行）編】

1　設計変更重視型発注方式の概要について …… 重視型 － 2
　１－１　目的
　１－２　設計書作成手法
　１－３　設計変更手続き
　１－４　従来型および設計変更重視型発注方式の比較
2　設計図書について …… 4
3　用語の定義 …… 5
　３－１　契約関係用語の定義
　３－２　従来「概数」として扱っていた数量の扱い
4　当初設計図書等の作成 …… 6
　４－１　当初設計図書
　４－２　当初参考資料
　４－３　編さん順序
　４－４　数量数位
　４－５　留意事項
5　変更設計図書等の作成 …… 9
　５－１　設計変更確認会議
　５－２　工事内容の変更指示書
　５－３　変更設計図書
　５－４　変更参考資料
　５－５　編さん順序
　５－６　積算上の留意点
6　設計変更の契約条項の説明 …… 10
　６－１　設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）
　６－２　設計図書の変更（契約書第18条）
　６－３　工事の中止（契約書第19条）
　６－４　請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）
7　設計変更の種類 …… 11
　７－１　設計変更の定義
　７－２　概数の確定による設計変更
　７－３　工事内容の拡大に伴う設計変更
　７－４　即時変更
　７－５　一括処理
　７－６　設計変更の区分別の変更内容
8　設計変更の取扱い …… 13
　８－１　契約書第17条
　８－２　契約書第18条
　８－３　工事内容の拡大の設計変更
　８－４　概数の確定による設計変更
　８－５　留意事項
9　設計変更理由記載例 …… 15
　９－１　一般事項
　９－２　設計変更上申書と理由書の表現等
　９－３　設計変更理由記載例の選定フロー図
10　設計変更重視型発注方式の運用におけるＱ＆Ａ …… 16
11　関連通達集等 …… 23
　11－１　設計変更重視型発注方式（試行）実施要領
　11－２　適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について

12　設計変更ガイドライン …… 26
12－１　設計変更ガイドライン
12－２　設計変更ガイドラインの留意事項
12－３　設計変更ガイドラインＱ＆Ａ

【設計変更重視発注方式（試行）編】

１　設計変更重視型発注方式の概要について

１－１　目的

設計変更重視型発注方式は、建設管理部が発注する請負工事において、受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、適切な設計変更を行うことを目的とし、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視するものである。

１－２　設計書作成手法

（１）　簡略数量算出方式

当初設計の数量算出を簡素化して積算を行い、契約後、設計数量の確定を行うもの。

【適用例】

・　設計図書に示した平面図や標準断面図等から数量を算出。
・　積算済みの所定数量を用い、実施延長等に合わせて比例按分して数量を算出。
・　上記以外の手法により数量を算出。

（２）　概算単価計上方式

建設資材価格等調査や見積徴取が必要な資機材単価・歩掛があった場合、調査等に時間を要する場合は早期発注の観点から当初設計において類似単価等で発注し、契約後に策定された単価・歩掛で設計変更を行うもの。

【適用例】

過去の類似品や同等品などの単価・歩掛を用いて設計書作成。

（３）　その他手法

上記（１）、（２）以外の手法を使用しないで設計書を作成。

【適用例】

従来どおりの（調査設計等の委託委託成果品の詳細な数量及び図面を用いて）設計書作成

ただし、当初設計書の作成にあたり、簡略数量算出方式や概算単価計上方式等を用いたものについて、特記仕様書に明示を行うこと。

１－３　設計変更手続き

（１）　契約締結後、現場着手まで（受注者の設計図書及び現地の確認完了後）に、発注者が初回設計変更確認会議を開催し、工事範囲の確定、設計図書の確定（概略で発注した項目（数量、単価、歩掛）や設計図書の修正、現場不符合、工期等）及び設計図書の照査結果等の確認を行うこと。

（２）　工期の２分の１を経過した時期を目安に、発注者が設計変更確認会議を開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を確認すること。

（３）　上記（１）、（２）のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。

（４）　協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。

（５）　発注者は確定した工事範囲等に基づき再度、工期設定を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期変更を行う。

１－４　従来型および設計変更重視型発注方式の比較

発注方式 手続き等	従来型の発注方式	設計変更重視型発注方式	備　考
通常型数量算出方式	適用	適用可	
通常型単価策定方式	適用	適用可	
概数等発注	適用可	不可	
簡略数量算出方式	－	適用可（拡大設計変更は適用不可）	併用可
概算単価計上方式	－	適用可（拡大設計変更は適用不可）	
設計審査時の違算や齟齬	許容しない	許容できる（影響が軽微な場合※1）	
入札参加者からの質問時の違算や齟齬	許容しない	許容できる（影響が軽微な場合※1）	
入札時の違算や齟齬	許容しない	許容できる（影響が軽微な場合※1）	
現場着手	契約後はいつでも可	初回の設計変更確認会議※2で工事範囲の確定や設計図書の照査した後（点在型は箇所ごと）	
設計変更確認会議※2	契約後はいつでも可	初回、工期の1／2を経過した時期を目安、このほか受発注者のいずれかの要請により開催可	
工事施工協議簿	適宜取り交わし （変更指示に至る協議は、必須）	同左	発注方式によらない 概算額を記載
工事内容の変更指示書	契約変更に先立ち指示を行う場合に取り交わし （３割または4,000万円まで）	同左	発注方式によらない 概算額を記載
一括処理	適用可 （３割または4,000万円まで）	同左	発注方式によらない
概数確定	必要	－ （従来の概数に類するものは協議簿で確定・指示書は不要）	
設計変更	可能	可能（「設計変更重視型発注方式による精査のため」とするが、設計変更後は従来型と同じ扱い）	
拡大設計変更	工事内容の確定後に適用可	同左	発注方式によらない

※１　軽微が軽微な場合とは、積算条件に係る誤りや設計図書間の不一致等の内容が軽微であり、設計金額は概ね1割を超えない範囲で入札参加要件の変更が生じない場合等をいう。

※２　協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者間協議の上、設計変更確認会議を省略することが可能

２　設計図書について

設計変更重視型発注方式の対象工事における契約図書は、契約書のほか設計図書とし、以下のとおり扱う。
設計図書
①契約図書として扱うもの
（ア）　仕様書
（イ）　図面
　a　位置図
　b　設計図（平面図、標準断面図、縦断図）
　c　工事数量総括表
（ウ）　質問回答書
（エ）　見積用参考資料

②当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの
（ア）　設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）
（イ）　参考図
（ウ）　数量算出書
（エ）　設計計算書

上記を整理したものを表－１に示す

・表－１　設計変更重視型発注方式における契約図書の扱いについて

この表は、設計変更重視型発注方式（試行）実施要領の記載事項を表としてまとめたのものである。
記載以外のものは、設計図書作成要領による。

	設計変更重視型発注方式	（参考）従来の方式
仕様書 （共通仕様書、特記仕様書）	契約図書	契約図書
図面（位置図、設計図（平面図、標準断面図、集団図）、工事数量総括表）	契約図書	契約図書
設計図 （横断図、その他詳細図）	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
参考図	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
設計計算書	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
数量算出書 （数量集計表、数量算出書）	契約図書としない （設計変更後に契約図書として扱う）	契約図書
質問回答書	契約図書	契約図書
見積用参考資料	契約図書※	契約図書としない

※見積用参考資料が契約図書となるが、受注者の任意施工を妨げるものではないことに留意すること。
この表に記載以外のものは【請負工事編】を参照すること。

３　用語の定義

３－１　契約関係用語の定義

各種資料の定義は【請負工事編】「２用語の定義」を参照すること。

３－２　従来「概数」として扱っていた数量の扱い

（１）　従来「概数」として扱っていた数量のうち、「設計変更重視型発注方式」として扱う場合は、次のとおり扱うこと。

（２）従来「概数」として扱うことが可能な工事数量について

１）大部分が概数によるもの

取り合い等により軽微な変更が生じた場合とは、その工法に変更が生じない工種（ex. 土工、植生工etc.）や構造計算や安定解析計算に基づく構造物であっても、その構造に変更が生じない工種（ex. 法面工の吹付枠面積、防波堤の基礎捨石量etc.）及び施工後でなければ数量の把握が出来ない工種（ex.グラウト量、軟弱地盤における圧密沈下量etc.）の工事数量をいう。

２）主要部分以外が概数によるもの

・各工事目的物の主要部分のみを積算することによって、その工事目的物の全体量が把握できる工事数量（ex. 主要構造物の作業土工、桝や側溝などの単位当たり作業土工etc.）をいう。

・工事施工に当たって、指定仮設と任意仮設の如何にかかわらず、標準的な工法として設計計上された仮設工の工事数量をいう。

（３）留意事項

１）設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、「設計変更重視型発注方式における精査による」として設計変更を行うこと。

２）工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず扱うことができる。

４　当初設計図書等の作成

４－１　当初設計図書

（１）　設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）

設計図書として特記仕様書、位置図及び工事数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは【請負工事編】「３－１（１）設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）」を参照すること。

（２）　設計図

設計図は工事目的物の位置、規模及び寸法等を記載することとし、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア　図面の種類

【請負工事編】「３－１（２）設計図」を参照すること。

イ　作成要領

１）平面図、縦断図は施工箇所を、標準断面図は施工断面にそれぞれ着色する。

２）横断図は以下のとおりとする。

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は添付不要とする。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は着色は不要とするが添付すること。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は着色は不要とするが添付すること。

②概算単価計上方式

・　着色は不要とするが添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　着色は不要とするが添付すること。

３）構造詳細図、その他詳細図は以下のとおりとする。

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は添付不要とするが、場所打ち擁壁などの大型構造物や現場特有の特殊な構造物等の図面は添付すること。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は添付不要とするが、場所打ち擁壁などの大型構造物や現場特有の特殊な構造物等の図面は添付すること。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は添付不要とするが、場所打ち擁壁などの大型構造物や現場特有の特殊な構造物等の図面は添付すること。

②概算単価計上方式

・　着色は不要とするが添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　着色は不要とするが添付すること。

（３）　参考図

参考図は発注者が想定した標準的な工法や材料を記すもので、その取扱いは、次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は添付は不要とするが、場所打ち擁壁などの大型構造物や現場特有の特殊な構造物等の図面は添付すること。
・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は添付は不要とするが、場所打ち擁壁などの大型構造物や現場特有の特殊な構造物等の図面は添付すること。
・　（その他手法）による方法を用いた場合は添付は不要とするが、場所打ち擁壁などの大型構造物や現場特有の特殊な構造物等の図面は添付すること。

②概算単価計上方式

・　該当があれば添付し、着色は不要とする。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　該当があれば添付し、着色は不要とする。

（４）　設計計算書

設計計算書は設計図の基となる設計計算条件及び結果を記載するもので、その取扱いは次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は不要とする。

・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は不要とする。

・　（その他手法）による方法を用いた場合は不要とする。

②概算単価計上方式

・該当があれば添付する。

なお、設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算は添付しない。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・該当があれば添付する。

なお、設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算は添付しない。

（５）　数量算出書

数量集計表及び数量算出書の取扱いは、次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は、不要とするが、必要に応じて添付しても良い。

・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は、不要とするが、必要に応じて添付しても良い。

・　（その他手法）による手法を用いた場合は、不要とするが、必要に応じて添付しても良い。

②概算単価計上方式

・　添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　添付すること。

（６）　単価策定資料等

単価策定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積等により単価を策定した場合の策定根拠で、その取扱いは次のとおりとする。

ア　作成要領

①簡略数量算出方式

・　（標準断面×延長等）による方法を用いた場合は、該当があれば添付すること。

・　（既存成果を比例按分）による方法を用いた場合は、該当があれば添付すること。

・　（その他手法）による方法を用いた場合は、該当があれば添付すること。

②概算単価計上方式

・　概算としたものは不要とするが、「建設資材の価格について（個別公表分）」は添付すること。

③その他方式（上記①②以外の場合）

・　該当があれば添付すること。

上記を整理したものを表－２に示す

表－２　設計変更重視型発注方式における当初設計の編さんについて

	設計変更重視型発注方式					（参考）従来の方式
	簡略数量算出方式を併用			概算単価計上方式を併用	その他方式（左記を併用しない場合）	
	標準断面図×延長等による方法	既存成果を比例按分する方法	その他手法			
設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）	必要	必要	必要	必要	必要	必要
設計図（平面図、標準断面図、縦断図）	着色・添付必要	着色・添付必要	着色・添付必要	着色・添付	着色・添付必要	着色・添付必要
設計図（横断図）	不要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必要	着色不要 添付は必	着色不要 添付は必要	着色・添付必要
設計図（構造詳細図、その他詳細図）	不要※１	不要※１	不要※１	着色不要 添付は必	着色不要 添付は必要	着色・添付必要
参考図	不要※１	不要※１	不要※１	着色不要 該当あれば	着色不要 該当あれば添付	着色不要 該当あれば添付
設計計算書	不要	不要	不要	該当あれば	該当あれば添付	該当あれば添付
数量算出書（数量集計表、数量算出書）	不要※３	不要※３	不要※３	添付必要	添付必要	添付必要
単価作成資料等	該当あれば添付	該当あれば添付	該当あれば添付	概算としたものは不要※２	該当あれば添付	該当あれば添付

※１　現場打ち擁壁などの大型構造物や、現場特有の特殊な構造物等の図面は添付すること
※２　「建設資材の価格について（個別公表分」は添付すること。
※３　数量算出書の提出を妨げるものではない。（添付しても良い。）

・　簡略数量算出方式と概算単価計上方式を併用する場合は、「不要」を優先とする。
・　「不要」としている設計図、参考図、設計計算書は、変更指示書とともに受注者に提供すること。
・　変更設計図書の編さんは、基本的に従来通りである。また、当初不要としてた設計図、参考図は、変更設計図書では、「全増」として添付する。

なお、記載以外のものは、設計図書作成要領による。

４－２　当初参考資料

【請負工事編】「３－２当初参考資料」を参照すること。

４－３　編さん順序

【請負工事編】「３－３編さん順序」を参照すること。

４－４　数量数位

【請負工事編】「３－４数量数位」を参照すること。

４－５　留意事項

【請負工事編】「３－５留意事項」を参照すること。

５　変更設計図書等の作成

５－１　設計変更確認会議

設計変更重視型発注方式においては、設計変更に先立ち設計変更確認会議を原則２回開催する。

１回目は契約締結後、現場着手までに開催し、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認する。

２回目は工期の２分の１経過した時期を目安に開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を受注者と確認する。

また、上記のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。

なお、協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。

５－２　工事内容の変更指示書

受発注者間で認識の共有を図るため、設計変更を行うにあたって、契約変更に先立ち指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載し確認すること。

指示書による指示は、設計変更や契約変更に先立ち行う事務であり、支出負担行為にあたらないことを明確にするため、指示書には「記載する概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。」と記載すること。

このとき、当初添付を不要としていた資料があるときは指示書とともに受注者に提供すること。

５－３　変更設計図書

（１）　設計変更図書

【請負工事編】「４－１（１）変更設計図書」を参照すること。

ただし、「概数等発注」との併用は行わない。

（２）　変更設計図・参考図

当初添付不要としていた図面は「全増」扱いとして、着色が必要なものは赤で着色する。

その他の取扱いは【請負工事編】「４－１（２）変更設計図・参考図」を参照すること。

（３）　変更設計計算書

【請負工事編】「４－１（３）変更設計計算書」を参照すること。

（４）　変更数量算出書

当初添付していた場合は前回と今回の数量が比較できるように記載する。

また、当初添付不要としていた場合は今回の数量のみの記載とする。（下段に記載）

その他の取扱いは【請負工事編】「４－１（４）変更数量算出書」を参照すること。

５－４　変更参考資料

【請負工事編】「４－２変更参考資料」を参照すること。

５－５　編さん順序

【請負工事編】「４－３編さん順序」を参照すること。

５－６　積算上の留意事項

【請負工事編】「４－４積算上の留意事項」を参照すること。

６　設計変更の契約条項の説明

６－１　設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第１７条）

【請負工事編】「５－１設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）」を参照すること。

６－２　設計図書の変更（契約書第１８条）

設計変更重視型発注方式による精査

当初設計において、簡略数量算出方式や概算単価計上方式などを用いた数量や単価、歩掛の確定や契約図書の修正等を設計変更確認会議で受発注者で確認した項目の変更を行う場合である。

その他の取扱いは【請負工事編】「５－２設計図書の変更（契約書第18条）」を参照すること。

６－３　工事の中止（契約書第１９条）

【請負工事編】「５－３工事の中止（契約書第19条）」を参照すること。

６－４　請負代金額の変更に変える設計図書の変更（契約書第２９条）

【請負工事編】「５－４請負代金額の変更に変える設計図書の変更（契約書第29条）」を参照すること。

７　設計変更の種類

７－１　設計変更の定義

【請負工事編】「６－１設計変更の定義」を参照すること。

７－２　概数の確定による設計変更

設計変更重視型発注方式では、「概数等発注」との併用は行わない。

７－３　工事内容の拡大に伴う設計変更

【請負工事編】「６－３工事内容の拡大に伴う設計変更」を参照すること。

７－４　即時変更

下記に該当する場合、速やかに設計変更を行う。

①重要な工種の新設又は廃止

②工事量の大幅な増減

当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の３０パーセントを超え、又は４，０００万円以上（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が２，０００万円以上）のものをいう。

③その他必要と認めたとき

・受注者からの求めがあった場合は、設計変更手続きを行う。

・新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合

・新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合

・新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合

・新たに跡請保証を付すことになった場合

７－５　一括処理

即時変更に該当しない場合、指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計（設計変更に伴う増減見込額の累計）が現請負代金額の３０パーセントを超え、又は４，０００万円以上となるとき（新工種に係る増減見込額の累計が２，０００万円以上となるときを含む。）並びに工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）の可能な限り早い時期に一括して行うものとする。

７－６　設計変更の区分別の変更内容

内容＼種類	拡大設計変更	即時変更	一括処理
金額制限の規制	あり 変更額が当初契約額の３割以下	なし	あり 指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計が現請負代金額の30%以内、又は4,000万円未満（新工種は2,000万円未満）
変更部分の工事着手	設計変更を通知し請負人の承諾後	設計変更を通知し請負人の承諾後	「工事内容の変更指示書」を取り交わし後
工期の変更	できる	できる	できる
設計変更の時期	変更部分の工事着手前	以下に該当するとき ・重要な工種の新設・廃止 ・工事量の大幅な増減 ・その他必要と認められたとき	指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計が現請負代金額の30%を超え、又は4,000万円以上（新工種は2,000万円以上）となるとき、並びに工事完成前の早い時期

８　設計変更の取扱い

８－１　契約書第１７条

（１）　契約書第１７条第１項の分類

【請負工事編】「７－１（１）契約書第１７条第１項各号の分類」を参照すること。

（２）　分類ごとの取扱いについて

【請負工事編】「７－１（２）分類ごとの取扱いについて」を参照すること。

８－２　契約書第１８条

（１）　契約書第１８条による設計変更については、次のとおりとする。

ア　設計変更事項

設計変更重視型発注方式において、当初設計で簡略数量算出方式や概算単価計上方式等を用いた数量や単価、歩掛の確定や設計図書の修正などによる変更

上記以外は【請負工事編】「７－２（１）ア設計変更事項」を参照すること。

イ　施工条件明示

設計変更重視型発注方式の実施にあたっては、簡略数量算出方式や概算単価計上方式等を用いたものについて特記仕様書に明示する。

特記仕様書の記載例は以下のとおり。

特記仕様書記載例

１　本工事は契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、当初契約時の入札手続きを簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。

２　設計変更重視型発注方式の対象工事の取扱いは以下のとおりとし、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出しており（１）－イに示した図書との不一致等の取扱いは、設計変更協議を行う。
また、見積用参考資料の積算条件の現場との相違については、現地確認の結果等に基づき、設計変更を行うものとする。

（１）　設計図書

ア　契約図書として扱うもの

（ア）　仕様書

（イ）　図面

a　位置図

b　設計図（平面図、標準断面図、縦断図）

c　工事数量総括表

（ウ）　質問回答書

（エ）　見積用参考資料

イ　当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの

（ア）　設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）

（イ）　参考図

（ウ）　数量算出書

（エ）　設計計算書

３　工事期間中に設計変更確認会議を開催し、設計内容を受発注者間で確認した後、設計変更を行うものとする。
なお、協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略できるものとする。
設計変更確認会議の開催は次のとおりとする。

（１）　第１回設計変更確認会議

実施時期：契約締結後、受注者が設計図書及び現地の確認完了時

会議内容：概略で発注した項目（数量、単価、歩掛）や設計図書の修正、現場不符合、工期等について受発注者で確認。

（２）　第２回設計変更確認会議

実施時期：工期半ばの時点

会議内容：設計変更内容の過不足や請負代金額、工期の変更等を受発注者で確認

（３）　上記のほか、受発注者いずれかの要請により、会議を開催することとする。

４　設計図書の簡素化を行っている項目は次のとおり。

（１）　概算単価計上方式

建設資材価格等調査や見積徴取が必要な資機材単価、歩掛があり、調査等に時間を要するため、早期発注の観点から、当該設計図書では類似品単価等で置き換えており、契約後、変更を行うもの

（ア）　歩掛～☆☆設置工、△△撤去工

（イ）　単価～□□装置、▽▽処分費（類似品単価使用、金額は「建設資材の価格について（個別公表分）」参照）

（２）　簡略数量算出方式

当初設計の数量算出を簡略化して積算を行い、契約後、設計数量の確定を行うもの

（ア）　数量～●●工、××工にかかる全ての数量（標準断面×延長にて算出）

８－３　工事内容の拡大の設計変更

【請負工事編】「７－３工事内容の拡大の設計変更」を参照すること。

８－４　概数の確定による設計変更

設計変更重視型発注方式では、「概数等発注」との併用は行わない。

８－５　留意事項

（１）　契約書第１７条による設計変更

工事監督員は現場代理人から契約書第１７条第１項の規定による確認を請求されたとき、又は、自らその事実を発見したときは、受発注者による協議を書面（工事施工協議簿）で行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、書面（指示書）にて指示を行うこと。

上記以外の対応については、【請負工事編】「７－６（１）契約書第１７条による設計変更」を参照すること。

このとき、現場不符合等確認書（第３３号様式）、現場不符合等確認報告書（第３４号様式）による支出負担行為担当者への報告は不要。

（２）　契約書第１８条による設計変更

契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、書面（指示書）にて指示を行うこと。

上記以外の対応については、【請負工事編】「７－６（２）契約書第１８条による設計変更」を参照すること。

（３）　従来「概数」として扱っていた数量の取扱い

施工協議簿で数量の確定協議を行い、「設計変更重視型発注方式による精査のため」として設計変更を行うこと。

このとき、当初から計上している工種であり、新たな作業が伴わないことから、「工事内容の変更指示書」の取り交わしは不要とし、施工協議簿で数量の確定を行うこと。

（４）　工事内容の拡大の設計変更

【請負工事編】「７－６（３）工事内容の拡大による設計変更」を参照すること。

（５）　設計変更処理については、次のとおりとする。

受発注者による協議は書面（工事施工協議簿）で行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、書面（指示書）にて指示を行う。

指示書に記載の概算金額の累計が現請負代金額の３０％を超え、又は４，０００万円以上（新工種に係る増減見込額の累計が２，０００万円以上）となるときは一括処理を行う。

ただし、変更内容が即時変更に該当する場合は、速やかに設計変更手続きを行うこと。

（ただし、従来「概数」として扱っていた数量の取扱いは除く）

（６）　事務処理について

設計変更図書の作成にあたっては、入札契約課や地域調整課、事業担当課による書類の審査や設計変更の決定などに一定程度時間が要することを充分考慮し、工期末までに変更契約を終えることができるよう、余裕をもって手続きを進めること。

また、本部における事務処理については、設計変更をスムーズに進めるため、その処理日数については目安を設定するなど、早期の事務処理に努めることとするが、工事完成前最後の設計変更提出時期は工期末の３週間程度を目安として作業を行うこと。

なお、３週間程度はあくまでも「目安」であるため、各建設管理部の体制や工事進捗状況等を考慮し、事業課・出張所や本部事業担当課、入札契約課等の関係課と情報共有を図り適切に事務処理を行うこと。

９　設計変更理由記載例

９－１　一般事項

設計変更重視型発注方式において概略数量や概算単価及び歩掛、設計図書の修正等を行う場合の設計変更理由は契約書第１８条を適用し「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。

ただし、上記理由による設計変更後に数量が変更となった場合は、通常の設計変更理由とすること。

他の設計変更理由については【請負工事編】「９－４概数等発注～９－９契約書第29条」を参照することとするが、「概数等発注」との併用は行わない。

上記以外の取扱いについては【請負工事編】「９－１一般事項」を参照すること。

９－２　設計変更上申書と理由書の表現等

（１）上申書と理由書の表現

設計変更上申書及び設計変更理由書での表現については、次のとおりとする。

設計変更の種類	即時変更	一括処理
設計変更上申書	し た い	す　る
設計変更理由書	す　る	す　る

（２）設計変更上申時の上申者

【請負工事編】「９－２－（２）設計変更上申時の上申者」を参照すること。

９－３　設計変更理由記載例の選定フロー図

【請負工事編】「９－３　設計変更理由記載例の選定フロー図」を参照すること。

１０　設計変更重視型発注方式の運用におけるＱ＆Ａ

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
1	対象工事は「設計金額が５百万円以上」とありますが、簡略数量算出方式および概算単価計上方式を用いた積算での金額でも良いですか？	簡略数量算出方式および概算単価計上方式を用いた積算で、再積算前の額とします。	全般
2	設計書の誤りは、各建設管理部で「設計積算管理委員会」に諮るべきと思いますが、設計変更確認会議により変更可能となりますか？	設計書の誤りは、設計変更確認会議において受発注者が内容を確認の上、「設計変更重視型発注方式工事による精査のため」として、契約書第１８条により設計変更を行って下さい。この場合、設計積算管理委員会の開催は不要です。	全般
3	拡大設計変更を行う場合、拡大工事内容についても本方式を用いることはできますか？	拡大工事内容については、本方式を用いることができません。	全般
4	設計変更ガイドラインとの関連事項になりますが、これまで現場と設計図書に不符合が生じた場合は、現場不符合に関する書類を本部に提出することとなっています。本方式ではどのように取り扱いますか？	本方式では、支出負担行為担当者（入札契約課）への提出は不要となります。	全般
5	設計変更確認会議は、どのタイミングで開催すべきですか？	初回の会議は、受注者が資材及び専門業者の手配等を円滑に行えるよう、受注者による設計図書の照査等の時期を踏まえ、早期に開催することが必要です。	全般
6	第１回設計変更を行った後でなければ現場着手できませんか？	第1回設計変更確認会議において、変更指示書などで施工数量等を確定次第、現場着手は可能となります。	全般
7	見積用参考資料は契約図書ですか？	本方式では、契約図書として扱います。	全般
8	見積用参考資料における誤り等の修正は、質問が無かった箇所や発注者が発見した箇所においても修正することができますか？	質問が無かった箇所においても、設計変更確認会議で受発注者が確認を行った上、「設計変更重視型発注方式工事の精査のため」として、契約書第18条により設計変更を行うことが望ましいです。	全般
9	第1回設計変更確認会議において、簡略数量・概算単価の確定や、入札質問書による訂正事項により、当初積算と工期が乖離する場合、工期変更は行うべきですか？ また、工期を変更する場合、工期に紐付く単価や歩掛（冬期養生、冬期労務補正、供用係数等）は設計変更すべきですか？	第1回設計変更確認会議で精査した工期が当初積算工期と乖離する場合は、適切な工期・単価・歩掛の変更を行うよう受発注者で協議を行って下さい。	全般
10	要領第４条に「設計金額のおおむね1割を超えない範囲内」とありますが、増額だけではなく、減額の場合にも同じ適用となりますか？	減額の場合も同様となります。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
11	概算単価に類似品を用いる場合、見積価格は1社のみで良いですか？	概算単価として用いる見積価格は1社のみでも可能ですが、特記仕様書には必ず概算単価を使用している旨条件明示を行って下さい。なお、当初設計書には見積価格の根拠資料は添付不要です。	概算単価計上方式
12	見積単価は仮の金額を明示して入札に臨むこととなりますが、入札後に策定する単価の適用日はどのようにすべきですか？（入札日 or 入札日以降の日付？）	概算単価については、期限に間に合わないため、やむなく概算単価を用いることを想定しています。契約後において速やかに単価策定を行うこととし、単価適用日は、単価が確定した時点とします。	概算単価計上方式
13	重視型による契約の設計変更理由について、簡略数量算出方式及び概算単価計上方式を原因とした設計変更は、【契約書第 18 条を適用し、設計変更は「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。】と実施要領に記載がありますが、現場と設計書の不一致などのその他の原因による設計変更については、従前の取り扱い通り、契約書第17条の条項を用いた設計変更とすべき（※現場と設計書の不一致は、設計変更重視型による精査ではないため）。	設計変更重視型発注方式は、事務負担の軽減を図ることを目的として、入札時の設計図書作成を簡素化しております。そのため、当該発注方式を用いた場合に限り、設計変更確認会議の結果を踏まえ、発注者が必要と判断した場合に設計変更を行う事を想定し、契約書第１８条を適用することとし、理由も簡素化して「設計変更重視型発注方式による精査による」と統一したものです。よって現場と設計書の不一致についても設計変更確認会議において不一致箇所を協議の上設計変更を行いますので契約書第１８条としているところです。	全般
14	設計変更の方法について 設計変更重視型発注方式の実践（積算者）より概算単価計上方式は契約後、速やかに正規な単価、歩掛を用いて設計変更を行うものとなっているが、地域調整課に確認した結果、第1回設計変更確認会議で議題に挙げ、その後指示書対応で良いと回答をいただいているが、指示書扱いで良いのか？ ※設計変更を作成し上申したが戻された。現場が始まったばかりの余裕のある時期に設計変更を行ってしまいたかった。	概算単価計上方式に関しては、契約後速やかに単価・歩掛策定した単価を設計変更確認会議に諮るべきと考えます。会議後に指示書扱いとすることに問題はありませんが、設計変更を行うことを妨げるものではありません。	概算単価計上方式

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
15	重視型の設計変更タイミングについて発注後に速やかにすべき事項について、どの時点で何をしないといけないかを示してほしい。 細かな例だと ・概算単価計上方式にて扱った単価の変更タイミングはいつか。 『契約後に設計変更を行うもの』とあるが、 1)決まったらすぐ設計変更 2)速やかに変更指示書 3)第1回設計変更時OKか ・参考図で示した横断図などの図面を設計図書として扱うタイミングは ・第1回変更会議での変更事項はすぐ変更指示書で行う など	概算単価計上方式で扱った単価の変更は、設計変更確認会議に諮ったうえで3）第1回設計変更時で良いと考えますが、設計変更を行うことを妨げるものではありません。	概算単価計上方式
16	設計変更の方法について 設計変更ガイドラインより、指示書の理由は、設計変更重視型方式の精査のため（18条）と理由を記載することとし、変更内容を記載しなくても良いこととなっているが、結局設計変更の内容がわからないことから、再度確認されているのが現状。手間が増えている。 ※指示書の段階で全て設計変更重視型方式の精査のため（18条）とすると、結局、設計変更時の変更理由は違う理由を記載しなければならず、二度手間になる。 ※原因は、設計変更確認会議後に発生した現場での不符合などに対応した指示内容を設計変更重視型の設計変更合わせてしまうなど設計変更重視型の設計変更と指示書による設計変更がごちゃごちゃになっている。	変更理由は、「設計変更重視型発注方式による精査のため」で構いません。 受注者と指示書を交わした後には、写しを本部に送付し変更内容や変更見込額を共有することとなっていますので必ず実施してください。また、設計変更時には変更内容の資料として上申書に指示書のコピー等資料を添付するなどしてください。	全般
17	従来の工事では、概数数量を確定するたびに協議簿を取り交わし、設計変更上申は全ての概数が確定した後でも構わなかった。しかし、概数が無くなったことで数量が変更になるたびに、指示書による変更を行うことになるため、かえって事務手続きが繁雑になったように思う。	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
18	設計変更重視型　通常の場合において、変更図面を赤着色としているが、変更により、当初と変更の違いがわかりずらくなる。通常の場合においては、簡略数量方式と違い、当初数量算出の根拠があるため、変更指示書および設計変更では、赤黄色着色の方がわかりやすいと思う。（現場的には出来形図同様、赤着色のみが良いと思いますが。）	設計変更重視型では、設計書作成の簡素化が目的となっているため、通常の場合においても当初横断図等の図面について着色不要としていることから、変更図面については赤のみで着色することとしています。当初図面作成時に施工箇所の着色を妨げるものではありませんが、着色した場合については、変更図面は赤黄着色した方が良いと考えます。	全般
19	設計変更時の理由書の書き方について、変更数量の記載の有無、変更理由をどこまで書くかなどバラツキがあるので、例を提示していただきたい。	設計変更重視型発注方式での設計変更理由は「設計変更重視型発注方式による精査のため」としていますが、これ以外の理由については、設計図書作成要領【設計変更重視型（試行）編】「９　設計変更理由記載例」を参考にしてください。	全般
20	各建管で対象工事の変更は出来るようなので、（管内業者対象の工事だけでも）電気工事を追加出来ないか？ 電気工事については、単価策定やケーブルの延長など不明確な場合があるので、重視型の対象にしてもいいのでは？	当初電気工事は実施要領策定時は設計変更重視型発注方式の対象外としていましたが、「設計変更重視型発注方式（試行）実施要領の改定について」（令和５年４月２６日付建管第１３４号）で「対象工事及び適用年月日を変更する場合の特例」について定めておりますのでその規定により各建設管理部で運用願います。	全般
21	第1回設計変更時に参考図は赤着色のみの図面として契約図書となるが、数量計算書は入札時の数量との比較（上下段書き）しなくてもいいのか？	当初数量計算書を不要としている簡略数量算出方式を用いているのであれば入札時の数量との比較は不要とするが、添付を必要としている通常の場合は当初・変更の２段書きとして下さい。	全般
22	設計変更確認会議については、初回の打合せで最低限やらなければならない事が明確でなく、恐らく各現場バラバラで打合せ資料の用意等に時間がかかるのかと思う。 設計変更確認会議は試行の記載にあるとおり、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認し、概算単価や、簡易数量方式については、初回の確認会議で全て確定させるのではなく、その時点の工程で該当する工種についてその都度、作業開始前まで確認することで、進めてはだめなのか？	第１回設計変更確認会議にて、単価や数量の精査を行い、設計工事費を算出した後、工事範囲を確定してください。 それが無理なのであれば質問にあるとおり、作業開始前までの確認でもやむを得ないと考えますが、その場合、現場が既に進んでおり、判断までに時間がかかると現場を止めてしまうということに留意するとともに、その都度変更内容を精査して予算管理をしっかり行うようにしてください。 なお、質問書の回答については、第1回設計変更確認会議にて、対応してください。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
23	軽微総括のような処理を行うルールが明確でないと思う。	従来の軽微総括に類似した処理として、「設計変更ガイドライン」に「一括処理」について記載があります。一括処理は「指示書により工事内容の変更を指示した概算金額の累計が現請負代金額の３０％を超え、又は４，０００万円以上となるときに並びに工事完成前の可能な限り早い時期に一括して行う」と記載されていますので参考にしてください。	全般
24	点在型発注の場合、第一回設計変更会議までに、すべての発注資料の協議を行うことは、業者にも負担があり、着手が遅れる場合も考えられる。点在箇所ごとに現場着手前までに会議を行うとしてもよいのではないか。	点在現場毎に着手までの間に設計変更確認会議を開催することについて問題はありませんが、既に他現場で作業が行われているため、予算管理に留意願います。	全般
25	点在型工事の現地着手時期はいつか。	箇所毎の設計変更確認会議後が基本となります。（協議することが少ない場合は受発注者協議により、省略することが可能です。）	全般
26	設計変更重視型の場合、概数の併用が出来ないが、「除雪」「廃棄物」等、実績精算の要素が強い工種については、指示書による確定がそぐわないと考える。	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。	全般
27	殻運搬・処分や快適トイレなどマニフェストや実数での清算となる工種については、変更指示書による変更ではないため、重視型であっても概数で発注を行えるようにしてほしい。設計変更を行う際に、工種ごとに理由を作成しなければならないため、業務量が増えている。	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。設計変更理由は一度も精算行為を行っていないのであれば「設計変更重視型発注方式による精査のため」として下さい。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
28	入札設計書審査時において、本来（過去の審査）であれば訂正が必要な場合でも、設計変更重視型の場合、軽微な修正であれば訂正する必要があるのかの判断が難しい。 そのため、入札設計書審査時の設計書図書修正必要の判断基準を例示して欲しい。（全て修正するのか？）	設計書審査時点で確認された誤りや不一致は、内容が軽微（設計金額の概ね1割）の範囲であれば設計書の訂正は不要と考えます。	全般
29	設計変更重視型においては、概数発注と併用しないことになっているが、概数発注と併用できるようにして欲しい。（設計変更時の理由に「設計変更重視型入札方式による精査のため」の記載で概数発注の概数確定と同じように扱ってくれるのか。協議簿に「設計変更重視型入札方式による精査のため数量表を提出します」で良いのか不明である。）	従来概数としていた数量の扱いについては、新たに作業を行わせるものではないため、指示書は不要ですので協議簿により数量を確定してください。なお、設計変更理由書は「設計変更重視型発注方式による精査のため」で良いですが、設計審査や検査監査において変更となった経緯を聞かれることも想定されますので、協議簿ではその辺も整理しておくべきです。	全般
30	災害復旧工事を発注する場合、重視型での発注は可能なのか？（河川砂防課と建設管理課で意見が分かれている。）	設計変更重視型発注方式による工事発注は可能です。 ただし、災害復旧工事の設計変更については、「災害費の対象となる変更理由」が必要となりますので、本部治水課もしくは本庁河川砂防課に確認しながら進めるようお願いします。	全般
31	概算単価計上方式の場合、「当初設計書に単価根拠の添付不要」と有るが、入力ミスで「１円」となっていても審査時に確認できない。（１社分でも過年度分でも何かしらの根拠資料の添付が必要では？）	設計図書作成簡素化の一つとして添付不要としているところですが、審査において支障となるのであれば、直接担当者に問い合わせ頂くなどの対応をお願いします。	概算単価計上方式
32	設計書チェックの際や公示期間中の数量算出等、契約図書としないものに関する誤りや不一致などがあった場合の内容が監督員に確実に知らせられるよう確立すべきではないか。	設計書チェック時の誤りや公示期間中の誤りなどは設計変更確認会議での議題となり設計変更で対応となることから、監督員へ情報が共有されるようお願いします。	全般
33	工事内容によっては準備工より後に初回の設計変更確認会議をできるようにした方がよいと考える。（会議の回数が多すぎると負担が多くなるため）	原則として現場着手までに初回の設計変更確認会議開催することとしています。	全般

「設計変更重視型発注方式（試行）」の運用におけるＱ＆Ａ

番号	質問	回答	備考
34	設計変更重視型における指示書において、どこまで変更して良いものか。（特記仕様書・図面・工期等については、契約図書の変更となるため、従来は軽微等ではなく通常の設計変更扱いとしていたが、これらも指示書で取り扱って良いか。） 設計図書作成要領の概数のQ&Aのような変更事例集があれば非常にありがたい。	契約図書の変更が伴うものは、従来とおり設計変更してください。指示書に記載の変更見込額が現請負工事価格の３０％以内または４，０００万円以内であれば指示書対応とし適切な時期に一括処理を行ってください。	全般
35	設計図について 一枚の図面に、契約図書として扱う部分（平面図等）と扱わない部分（横断図等）が混在する場合、特記仕様書にはどのように記載するべきでしょうか？	例えば契約図書として扱うものとして「b 設計図（図面番号○／○○の平面図、標準横断図、縦断図）」、当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うものとして、「（ア）設計図（図面番号○／○○の横断図）」など入札参加者が判断できるよう記入してください。	全般
36	変更指示書を出す際には現場だけではなく、本部担当課にも一報・相談して貰えれば決裁後の修正など二度手間を省く対応が必要と思います。	出張所等で判断できないような場合は、指示書を取り交わす前に本部に相談するなど対応してください。	全般
37	設計変更重視型で発注する工事は数量が概算のため積上げ工期は実際に乖離する。また、積上げによる工期算出となっていますが、積み上げによる工期を作成するには多大な労力を要するため、標準工期を使用可能とする等、工期設定の簡素化を行っていただきたい。	設計変更確認会議の結果により工期が変更になることも想定されるため、当初工期は「工期設定要領」に記載の【工期日数算定式（参考値）】を参考にするなど対応願います。	全般
38	標準工期を使うことは可能か。	当初工期算定にあたり参考として使うことは可能ですが、設計変更確認会議で確定した施工量に応じた工期を算定する場合は従来とおり積み上げで算定し、工期変更を行ってください。	全般
39	間違いや齟齬に増減が混在している場合の軽微な範囲の判断はどう考えるのか。	それぞれの絶対値の合計で判断してください。	全般
40	「設計変更重視型発注方式による精査のため」で設計変更する際に必要な書類はあるか。	設計図書作成要領や設計変更ガイドラインに示す設計変更理由書は不要ですが、変更指示に至る協議簿の整理は必要です。	全般

１１　関係通達集等

１１－１　設計変更重視型発注方式（試行）実施要領（令和５年４月２６日建管第１３４号）

設計変更重視型発注方式（試行）実施要領

（目的）

第１条　設計変更重視型発注方式は、建設管理部が発注する請負工事において、受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、適切な設計変更を行うことを目的とし、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する発注方式を試行するものである。

（対象工事）

第２条　設計変更重視型発注方式の対象工事は、設計金額が５００万円以上の請負工事の内、支出負担行為担当者が適当と認めた工事とする。

ただし、当面は、次に掲げるものは除く。

（１）　「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年４月１日北海道条例 第25号）第２に該当する工事

（２）　鋼橋上部工事（工場製作に限る）、電気工事、塗装工事及び機械器具設置工事

（周知方法）

第３条　設計変更重視型発注方式の実施に当たっては、別紙１及び２の例により入札公告、指名通知書及び特記仕様書（以下「入札公告等」という）に明記し、入札参加資格者、入札希望者又は指名業者（以下「入札参加資格者等」という）に周知するものとする。

（質問の取扱い）

第４条　入札公告の日又は設計図書公開の日から質問書提出期限までの期間に、入札参加資格者から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認し、その影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点では修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加資格者等に通知する。

２　「影響が軽微」とは、積算条件に係る誤りや設計図書間の不一致等の内容が軽微であり、設計金額のおおむね1割を超えない範囲内で入札参加要件の変更が生じない場合等をいう。

（契約図書の作成）

第５条　設計変更重視型発注方式の対象工事における契約図書は、契約書のほか、設計図書とし、その構成及び特記仕様書への明示事項は、次のとおりとする。

設計変更重視型発注方式の対象工事の取扱いは以下のとおりとし、予定価格の算出にあたっては、見積用参考資料で示した数量や積算条件により算出しており（１）－イに示した図書との不一致等の取扱いは、設計変更協議を行う。

また、見積用参考資料の積算条件の現場との相違については、現地確認の結果等に基づき、設計変更を行うものとする。

（１）　設計図書

ア　契約図書として扱うもの

（ア）　仕様書

（イ）　図面

a　位置図

b　設計図（平面図、標準断面図、縦断図）

c　工事数量総括表

（ウ）質問回答書

（エ）見積用参考資料

イ　当初は契約図書として扱わず、設計変更後に契約図書として扱うもの

（ア）　設計図（横断図、仮設構造図、構造詳細図、その他詳細図）

（イ）　参考図

（ウ）　数量算出書

（エ）　設計計算書

（設計図書の簡素化）

第６条　設計変更重視型発注方式の当初設計図書の作成は、通常の作成方法に加え、別紙３に示した方式を組み合わせることで、簡素化を行うことができるものとする。

なお、別紙の簡素化手法を使用していない工事においても、入札公告等に「設計変更重視型発注方式」である旨を明示した場合は、第４条の規定によることができる。

（設計変更の手続き）

第７条　設計変更重視型発注方式における設計変更の手続きは、次のとおりとする。

（１）　設計変更確認会議の開催

ア　契約締結後、現場着手までに（事前準備を除く）、発注者が初回の設計変更確認会議を開催し、工事範囲の確定や設計図書の照査結果等を確認する。

イ　工期の２分の１経過した時期を目安に発注者が設計変更確認会議を開催し、設計変更内容の過不足、請負代金額、工期の変更等を確認する。

ウ　上記のほか、受発注者いずれかの要請により、設計変更確認会議を開催することができる。

エ　協議を必要とする項目が少ない場合などは、受発注者協議の上、設計変更確認会議を省略することができる。

オ　当該設計変更に係る設計図書の作成は、発注者が行うものとする。

また、発注者は確定した工事範囲等に基づき再度、工期設定を行い、必要に応じて工期変更を行う。

（２）　簡略数量算出方式の取扱い

簡略数量発注方式を用いて算出した数量については、特記仕様書に該当する工種名を記載する。

また、契約締結後、設計変更確認会議を開催し、設計図面や現地調査等に基づき算出した数量により設計変更を行う。

（３）　概算単価計上方式の取扱い

概算単価計上方式を用いた単価、歩掛は、特記仕様書に資材名、工種名を明示する。また、契約締結後、「工事用資材設計単価策定要領」等に基づき作成した単価、歩掛を用いて設計変更を行う。

なお、設計変更の資料作成にあたり、受注者が行う設計図書の照査の範囲を超えるものについては、発注者が委託業務を活用し行う。

（４）　その他

ア　当初設計図書において、簡略数量算出方式を用いた数量の確定や契約図書の修正を行う場合の設計変更は、「建設工事事務取扱標準様式の設定について」（昭和48年４月２日付け局総第151号）第15号様式その２「契約書」第18条を適用し、設計変更は「設計変更重視型発注方式による精査のため」とする。

イ　本要領以外の取扱いについては、必要に応じて各建設管理部で別途定めることができるものとする。

（適用年月日）

第８条　本要領は、令和５年５月８日以後に入札公告等を行うものから適用する。

附　則

（対象工事及び適用年月日を変更する場合等の特例）

１　当面の間、第２条第1項及び第２条第１項第２号に定める対象工事の範囲を変更しようとする場合は、各建設管理部において以下の措置を検討の上、試行的に実施できるものとする。

（１）入札参加者等との合意形成措置

対象工事に係る関係団体との事前協議、又はアンケート調査等により入札参加者の意見聴取を行うことなどを検討すること。

（２）本実施要領の適用範囲

第4条（質問の取扱い）及び第5条（契約図書の作成）の適用の要否を検討すること。

２　第8条（適用年月日）については、各建設管理部の判断により、順次対応可能なものから適用できるものとする。

１１－２　適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について（令和５年３月１７日建管第１６７２号）

建 管 第 １ ６ ７ ２ 号
令和５年（2023年）３月17日

各総合振興局副局長（建設管理部担当）　様
留萌振興局副局長（建設管理部担当）　様
（地域調整課経由）

建 設 部 長

適切な設計変更の徹底や手続きの迅速化の取組について（通知）

このことについて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第７条においては、設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと等が発注者が果たすべき責務として明記されているところです。

また、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第４版)」（令和４年８月国土交通省）によると、「追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合」、「追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合」はいずれも建設業法第１９条第２項に違反するほか、必要な増額を行わなかった場合、同法第１９条の３に違反するおそれがあるとされています。

つきましては、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施される事を目的に、別添のとおり設計変更ガイドラインを改定し、契約図書の一部として取り扱うこととしましたので、関係職員へ周知するとともに、これにより設計変更事務を適切に行ってください。

また、併せて建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理について、上限額の変更を試行により実施するほか、設計変更や契約変更に先立って受注者に指示を行う場合は、指示書に変更に伴う概算額を記載するなどの取り扱いとしますが、これまで以上に予算管理を徹底の上、適時、適切な対応をお願いします。

記

１　適用
　令和５年４月１日から適用する。
２　上限額の変更
　(1)現行
　　現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、1,500万円未満(新工種は、750万円未満)。
　(2)試行
　　現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、4,000万円未満(新工種は、2,000万円未満)。

（工事管理係
技術管理係
積算管理係）

１２　設計変更ガイドライン

１２－１　設計変更ガイドライン

参考として次ページ以降に工事請負約款における設計変更ガイドライン（令和５年５月（改定））、留意事項及びＱ＆Ａを添付する。

工事請負契約における設計変更ガイドライン

（条件明示・設計変更事例）

北海道建設部建設管理課
令和5年5月（改定）

目　　次

1　設計変更ガイドライン策定の背景 ---------- 1
　1－1　土木請負工事の特徴 ---------- 1
　1－2　発注者･受注者の留意事項と設計変更の現状 ---------- 1
　1－3　ガイドラインの目的と改訂の経緯 ---------- 1
2　設計変更の基本的な考え方 ---------- 2
3　設計変更に関する留意事項 ---------- 2
　3－1　発注者の留意事項 ---------- 2
　3－2　受注者の留意事項 ---------- 2
4　設計変更のポイント ---------- 3
　4－1　設計変更のポイント ---------- 3
　4－2　設計変更のタイミング ---------- 3
5　設計変更が不可能なケース ---------- 4
6　設計変更が可能なケース ---------- 4
　6－1　設計変更が可能なケース(基本事項) ---------- 4
　6－2　設計変更が可能なケース(具体例) ---------- 7
　6－3　設計変更手続きフロー(工事請負契約書第17 条･18 条) ---- 8
　6－4　工事中止の場合の手続き ---------- 9
　6－5　受注者の請求による工期の延長 ---------- 10
　6－6　発注者の請求による工期の短縮 ---------- 10
　6－7　設計変更に係わる資料の作成 ---------- 11
7　条件明示について ---------- 12
8　指定･任意の使い分け ---------- 14

1 本ガイドライン策定の背景

1－1 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現場の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有しており、当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

1－2 発注者・受注者の留意事項と設計変更の現状

発注者は、設計積算にあたっては、「設計図書における施工条件等の明示の徹底について（平成 13 年 3 月 8 日管理第 1477 号）」に基づき、工事を施工するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。

また、工事実施にあたっては、契約書第 17 条～第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。

受注者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（「設計図書の照査ガイドライン」参照）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

なお、現状では任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、設計変更対応が問題となっているケースがある。

1－3 ガイドラインの目的と改訂の経緯

北海道建設工事執行規則（昭和 39 年北海道規則第 60 号）の建設工事請負標準契約書式には、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」と記載されている。これは、当事者が真に対等な立場に立ち近代的かつ合理的な請負契約関係を樹立することを確保するため設けられているものであり、発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

また、平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）の第 7 条では、発注者の責務として、「設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記された。さらに、令和元年 6 月の改正により、設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等が発注者の責務として法的に位置付けられた。

また、追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合、追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合や、必要な増額を行わなかった場合には建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

これまでは設計変更の取り扱いにおいて、請負代金額の30％をひとつの目安としていたが、変更見込金額が請負代金額の30％を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30％を超えたことなどを理由に設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

こうした状況等を踏まえ、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されることを目的に、平成 24 年 3 月に策定した設計変更ガイドラインを改訂し、本ガイドラインを策定するものである。

2 設計変更の基本的な考え方

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特徴からその設計図書は完全なものとはならず、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こり得るものである。

しかし、ともすれば税金であるが故に経済性のみを追求し、設計変更とその後の契約変更を実施しないことが責務であるがごとく大きな誤解を抱いている発注者も散見される。

設計変更の基本的な考え方であるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、契約金額や工期に変更が生じた際は契約変更を行うこととする。

特に留意すべき点として、新たな工種などの追加が必要となった場合において、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行うこととする。この場合において、指示等で実施を決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大となることを理由に設計変更に応じない又は設計変更に伴って必要と認められる工期の変更を行わないといったことがあってはならないものである。

3 設計変更に関する留意事項

3－1 発注者の留意事項

（1）工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。

（2）設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。

（工事請負契約書第1条第5項）

【建設業法第19条第2項に違反となる行為事例】

（発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版）より）

①追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合

②追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合

また、必要な増額を行わなかった場合には同法第19条の3に違反するおそれがある。

（3）受注者から設計変更の確認の請求があった場合は、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行う。また、調査の結果は、調査の終了後 14 日以内に受注者に通知する。

（工事請負契約書第 17 条第2項、第4項）

（4）適切な設計変更手続きなどが円滑に行われるよう、設計変更確認会議や工事円滑化会議を活用する。

3－2 受注者の留意事項

（1）工事の着手にあたって設計図書の照査を行い、工事請負契約書第 17 条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

（2）受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。

（3）受注者は工事施工協議簿等の書面による指示を得てから施工する。

4 設計変更のポイント

4－1 設計変更のポイント

設計変更手続きの円滑化が施工の円滑化・効率化に繋がることを十分理解し、入札前後においては下記のポイントを念頭に進めるとともに、必要がある場合は適切な時期に設計変更を実施する。

■ 条件明示の徹底

■ 書面による設計変更協議、指示

■ 工事請負契約書第17条～第24条の理解

第 17 条（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）
第 18 条（設計図書の変更）
第 19 条（工事の中止）
第 19 条の 2（著しく短い工期の禁止）
第 20 条（受注者の請求による工期の延長）
第 21 条（発注者の請求による工期の短縮等）
第 23 条（工期の変更方法）
第 24 条（請負代金額の変更方法等）

■ 設計変更確認会議、工事円滑化会議による設計変更内容の受発注者間の共有

4－2 設計変更のタイミング

（1） 即時変更

下記に該当する場合、速やかに設計変更手続きを行う。

①重要な工種の新設及び又は廃止

②工事量の大幅な増減

当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の 30 パーセントを超え、又は 4,000 万円以上（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が 2,000 万円以上）のものをいう。

③その他必要と認めたとき

受注者からの求めがあった場合は、設計変更手続きを行う。

（2） 一括処理

上記に該当しない場合、指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計（設計変更に伴う増減見込額の累計）が現請負代金額の 30 パーセントを超え、又は 4,000 万円以上となるとき（新工種に係る増減見込額の累計が 2,000 万円以上となるときを含む。）並びに工事完成前（工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前）の可能な限り早い時期に一括して行うものとする。

5 設計変更が不可能なケース

■ 以下のような場合においては、原則として設計変更できない。
なお、災害時等緊急の場合はこの限りではない。

➢設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
➢発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
➢「承諾」で施工した場合
➢建設工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
➢正式な書面（工事施工協議簿等）によらない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合

「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは工事監督員又は受注者が書面により同意することをいう。＜共通仕様書より＞

設計変更において「承諾」とは、受注者自らの都合で行う施工方法や材料等について、監督員の同意を得るものを指し、設計変更は不可。

「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。＜共通仕様書より＞

設計変更において「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得て、発注者の「指示」によるものを指し、設計変更が可能。

6 設計変更が可能なケース

6－1 設計変更が可能なケース（基本事項）

■ 以下のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより、設計変更が可能である。

➢仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合
➢当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合
➢所定の手続き（協議等）を行い、発注者の「指示」によるもの
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）
➢受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
（「設計図書の照査」の範囲を超える作業については、P.9 を参照）
➢受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められる場合

■ ただし、設計変更にあたっては下記事項に留意し、受注者へ指示する。

➢当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、「協議」にあたる
➢当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書に基づき書面で行う。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）等）
➢設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

■ 指示書への概算額の記載（次頁記載例参照）

➢受発注者間で認識の共有を図るため、設計変更を行うにあたって、契約変更に先だち指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する必要がある。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。

➢受注者からの協議により変更する場合は、協議時点で受注者から見積書の提出を受けて変更見込み概算額を記載する。

➢発注者の指示により変更する場合は、変更見込み概算額に出典を明示して指示書へ記載する。

➢特記事項として、「ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。」と記載する。

➢また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、その理由を記載し、概算額を後日通知する。

➢指示にあたっては、必ず配当を受けた歳出予算の範囲内である事を確認すると共に、予算に不足が生じる場合は、速やかに本部、本庁関係各課と予算確保に関する協議、調整を行い、契約変更までに追加配当が確実な場合に、指示を行うものとする。

【発注者からの指示の場合】

1 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行う。
2 指示書には、変更内容による変更見込み概算額について、出典を明示して記載することを原則とする。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。
3 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行う。
2 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することを原則とする。
なお、工事施工協議簿にも概算額を記載し、事前に確認するものとする。
3 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。
4 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

【予算管理の徹底】

1 概算額による指示であっても、設計図書の変更、契約変更の際、予算不足とならないよう、予算管理を厳格に行う。
2 工事監督員は受注者に指示を行った場合、速やかに指示書の写しを支出負担行為担当者へメール等により報告する。
3 報告を受けた支出負担行為担当者は、概算額を記録する等、予算執行状況（執行予定）を常に把握するとともに、設計変更図書の作成、契約変更に向け、必要な指示や助言を行うなど、出張所・本部間の情報共有を徹底する。
4 設計変更に伴う工期の変更に当たり、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと認められる場合は、本庁関係課と協議、調整を行い、繰越制度を適切に活用する。

■ 指示書への概算金額の記載例　　※手続きの流れについては、「設計変更フロー」を参照(P.8)。

受発注者による協議は書面(工事施工協議簿)で行うが、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書) にて指示を行うものとし、どちらも変更内容による変更見込み概算額を記載することを原則とする。

【様式－工監20 工事内容の変更指示書】の記載例

様式－工監20

年　月　日

(受注者名)
現 場 代 理 人　　様

総括監督員
○○出張所長　○○　○○

工 事 内 容 の 変 更 指 示 書
(第　回)

(工事番号)
(工 事 名)

上記工事の工事内容を一部変更するので、下記の指示により施工されたい。

記

1　指示の内容

特記事項　**概算金額：約○百万円増（減）額の見込み（消費税等含む）**
ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

添付資料名　　添付図面

【受 注 者】　　年　月　日
上記の変更指示について　　□了解する。　□了解しない。

確認欄	総括監督員	主任監督員	監　督　員		現場代理人	主任技術者等	

(主　旨)
本様式は、工事に必要な指示を迅速かつ的確に行うためのものである。
(作成上の注意)
該当する□内にレを記入すること。

※受注者から工事請負契約書第17条第１項に基づく確認請求があった場合は、同条第２項に基づき、現場代理人の立会いの上で直ちに調査を行い、指示又は調査結果の通知にあたっては、ワンデーレスポンスを徹底し、やむを得ない事情がある場合でも、遅くても14日以内に行うこととする。

６－２　設計変更が可能なケース（具体例）

（1）　工事請負契約書第17 条に該当（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）

■　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。）（第1項第1号）

■　設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第1項第2号）

【具体例】
➢条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
➢条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
➢条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない場合

■　設計図書の表示が明確でない場合（第1項第3号）

【具体例】
➢土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
➢仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合
➢仮締切である大型土のうの参考図は明示されているが、河川条件等の設計条件の明示がない場合

■　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合（第1項第4号）

【具体例】
➢設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
➢設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
➢設計図書に明示された交通誘導警備員の配置条件が現地条件と一致しない場合
➢所定の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

■　設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合（第1項第5号）

（2）　工事請負契約書第18 条に該当（設計図書の変更）

■　発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

6－3 設計変更フロー（工事請負契約書第17条 ・ 18条）

※設計変更の条件

【契約書第17 条第1項】	【契約書第18 条】
（1）設計図書に対する質問回答書の不一致 （2）設計図書の誤り又は脱漏 （3）設計図書の表示が不明確 （4）施工条件が実際の工事現場と相違 （5）予期することができない特別の状態が発生	発注者が必要と認める時

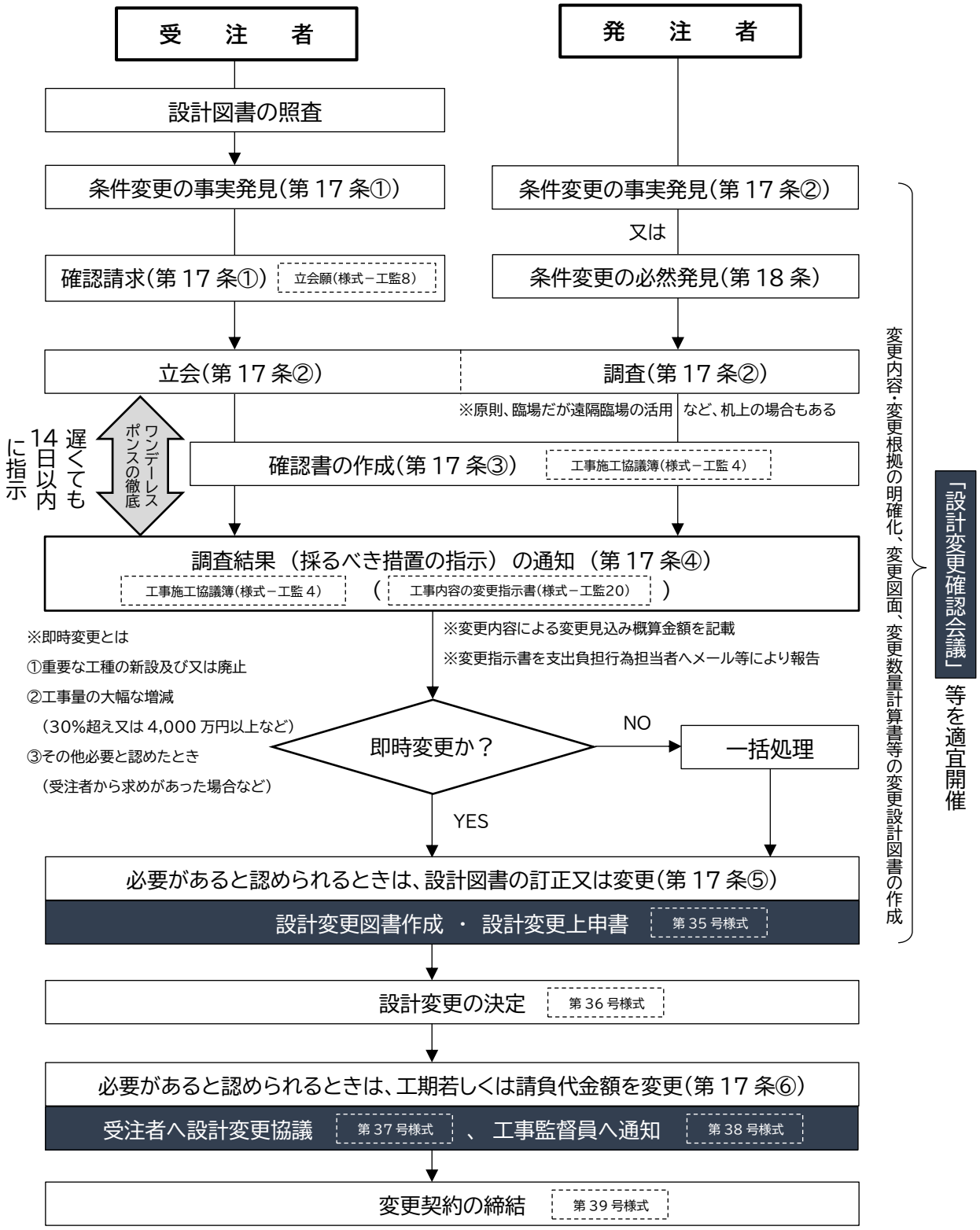

6－4 工事の一時中止に係わる基本フロー（工事請負契約書第19条）

※詳細については、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」を参照

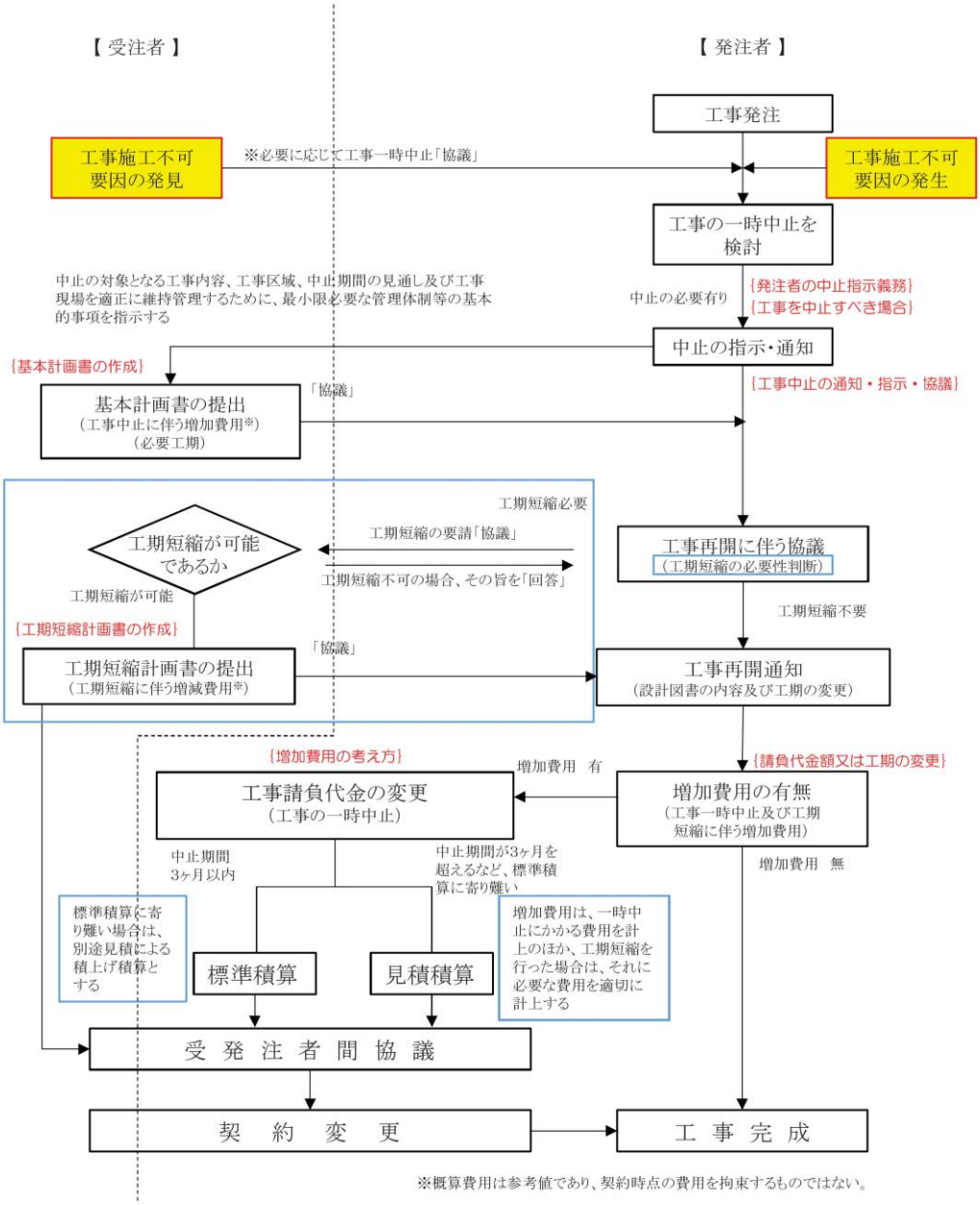

【具体例】

- 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合
- 当該工事と関連する他工事の遅延により着工できない場合

6－5　受注者の請求による工期の延長（工事請負契約書第20条）

○　受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

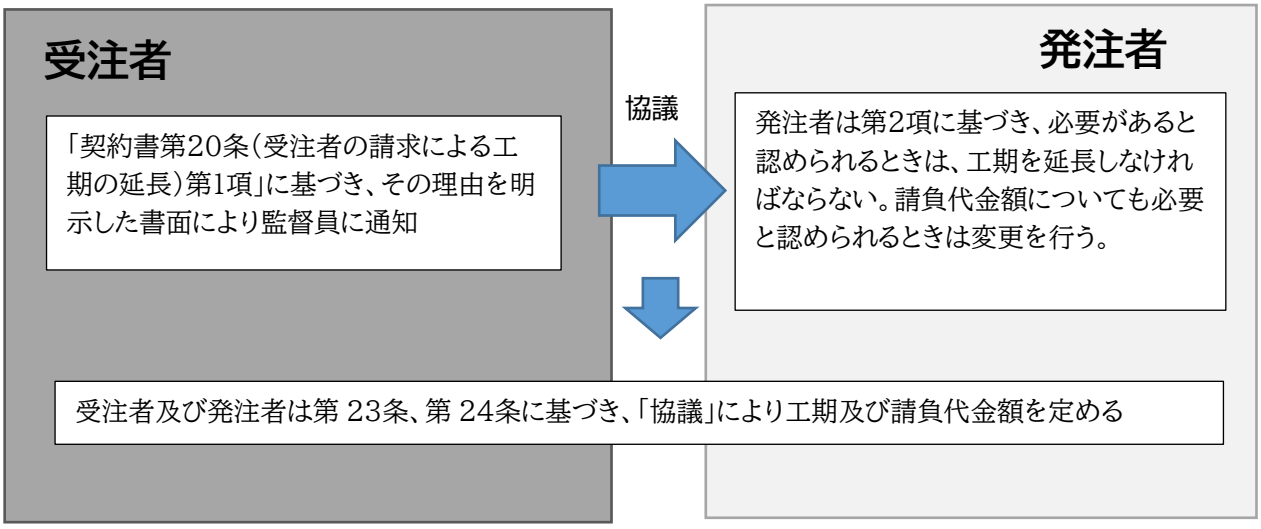

【具体例】
➢天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
➢設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
➢その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

6－6　発注者の請求による工期の短縮等（工事請負契約書第21条）

○　発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

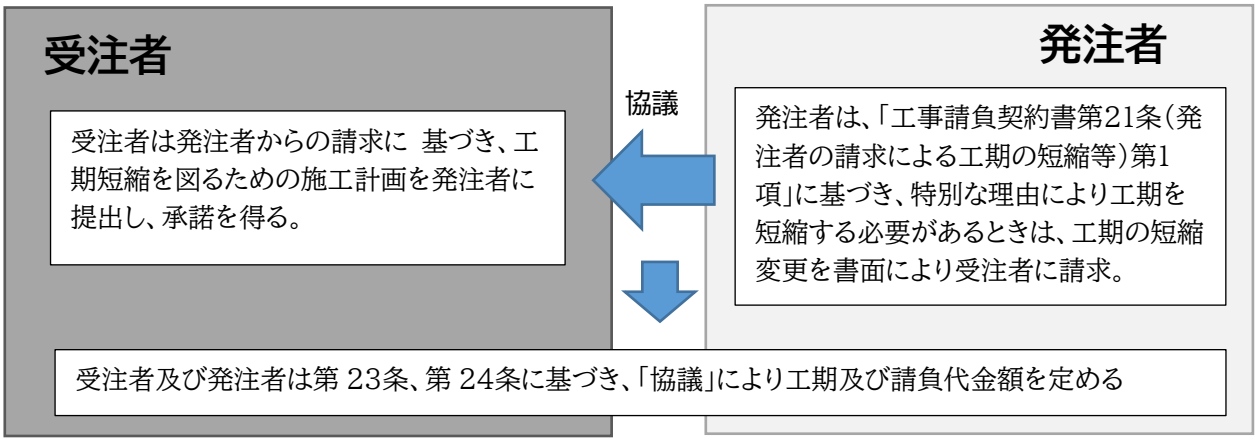

【具体例】
➢工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
➢関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
➢その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

6－7 設計変更に関わる資料の作成

■ 設計図書の照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して工事請負契約書第17条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成については受注者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

【受注者が自らの負担で行う部分】（設計図書の照査に必要な資料）
①設計図書の照査に係る費用
②設計図書の照査結果を工事監督員に説明するための資料作成
（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）
③工事監督員からさらに詳細な説明を求められ、説明するための資料作成

■ 設計変更するために必要な資料の作成

工事請負契約書第17条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、工事請負契約書第17条第5項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に対応してもらう場合、以下の手続きにより実施するものとする。

①設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
②設計変更するために必要な資料の作成について、協議の上、発注者が書面により指示する。
③発注者は、書面による指示に基づき受注者が作成した設計変更するために必要な資料を確認する。
④書面による指示に基づいた設計変更するために必要な資料の作成に係る費用については、契約変更の対象とする。
⑤上記費用の算定は、道の単価及び土木事業委託積算基準を基本とする。

【発注者の責任において行う部分】（設計変更するために必要な資料）
①設計図書の照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等
※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。
なお、資料の作成について発注者が行う場合は、必要に応じ委託業務を活用する。

■ 「設計図書の照査」の範囲を越えるものについては、以下が考えられる。

①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
②施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成（変更）が必要となるもの。ただし、契約時点での当初横断図の推定岩盤線の変更（修正）は「設計図書の照査」に含まれる。
③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
④構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
⑤構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）
⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
⑨土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

⑩「設計要領」、「各種示方書」等との対比設計。
⑪構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
⑫設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
⑬舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、次の工種に該当し、設計図書で縦横断図が示されておらず、受注者が縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）

北海道建設部土木工事共通仕様書
「5-12-4-4 アスファルト舗装補修工」、「5-13-4-3 路面切削工」、「5-13-4-5 オーバーレイ工」、「5-13-4-7 路上表層再生工」等

なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び出来形図については、受注者の費用負担によるものとする。
※詳細については、「設計図書の照査ガイドライン（改訂版）」を参照

7 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
なお、条件明示等に不足が生じないよう、「条件明示チェックリスト」を参考資料として活用するなど記載漏れがないようチェックすること。

明示項目	明示事項
工程関係	1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。

明示項目	明示事項
安全対策関係	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	1 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2)搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2 仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2)仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。 (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。
仮設備関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

8 指定・任意の使い分け

■ 指定・任意の正しい運用

➢指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

【基本事項】
➢任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
➢任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
➢ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】
指定・任意の使い分けにおいては、下記の事項に留意する。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（設計変更の対象としない）

発注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。
※任意における下記のような対応は不適切
◆○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
◆標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルの施工は不可」との対応
◆新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、任意であっても、当初積算時の想定と現場条件が異なる場合は、設計変更を行う。

■ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

＜自主施工の原則＞

工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

工事請負契約書第1条第3項

施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

【指定と任意の考え方】

	指　　定	任　　意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
天災不可抗力に対する対応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する	
その他	＜指定仮設とすべき事項＞ ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合	

１２－２　設計変更ガイドラインの留意事項

事　　務　　連　　絡
令和５年（2023年）７月２７日

各建設管理部
入札契約課長　様
地域調整課長　様

建設部建設政策局
建設管理課課長補佐（工事管理）
課長補佐（技術管理）
課長補佐（積算管理・システム）

「工事請負契約における設計変更ガイドライン」の留意事項について

令和５年４月に、受発注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するため、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、施工に必要な費用や工期を適切に確保することを目的に、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を改訂しました。

この度の改訂では、設計図書に必要な施工条件等を明示するほか、設計変更を行うにあたって、契約変更に先だち指示を行う場合は、書面（指示書）にて指示を行うこととし、その内容に伴う増減額を記載することとするなど、事務処理の見直しを行いました。

しかしながら、次の事項に該当する場合は、指示書で変更することはできず、これまで同様、速やかに契約変更が必要となりますので、事務処理に留意願います。

なお、本通知の内容を、出先機関を含め所属職員へ周知し、適切な事務処理を行ってください。

記

○指示書で変更できないケース

1　新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合
2　新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合
3　新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合
4　新たに跡請保証を付すことになった場合

これらは、契約書鑑や契約約款等の変更、追加が生じるため、速やかに契約変更の手続きを行うことになります。

なお、上記に該当する場合、契約変更後でなければ施工できません。（従来どおり）

工事管理係
技術管理係
積算管理係

Q&A

質問内容	回答
新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となった場合、指示書にて行って良いか。	契約書鑑や、契約約款の変更が生じるため、指示書による変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。 ※ただし、当初契約時点で、計上している数量の変更については、指示書にて変更可。受注者の都合による、分解解体等の方法の変更事案については、変更協議書による。
新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合、指示書にて行って良いか。	契約書鑑や、契約約款の変更が生じるため、指示書による変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。
新たに跡請保証を付すことになった場合、指示書にて行って良いか。	契約書鑑や、契約約款の変更が生じるため、指示書による変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。
新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合、指示書にて行って良いか。	契約書鑑や、契約約款の変更が生じるため、指示書による変更は不可。速やかに設計変更を行うこと。 ※ただし、当初契約時点で、建設発生土の搬出場所の明示を行っている場合においては、保管場所の変更は、指示書にて変更可。

１２－３　設計変更ガイドラインＱ＆Ａ

No.	分類	質問内容	回 答
1	支出負担行為担当者の権限	支出負担行為担当者は、単に支出負担行為を行うだけではなく「支出の原因となる契約その他の行為」を行う権限を有している。この権限には、工事監督員から伺いが立てられた支出（契約）の増減となる行為（設計・工事の変更）について、その内容を審査のうえ、指示（決定）することも含まれると考えるがいかがか。	「その他の行為」がどのような行為を指すのかについては、質疑応答（地方財務実務提要・ぎょうせい）によると、例えば、契約によって支出が発生する場合でも、契約の段階で支出負担行為として捉えるか、又はその後における特定の行為を支出負担行為として捉えるかは、主にどの段階で捉えることが経理上最も適当であるかによって決められます。具体例として、職員の任命は一種の契約であり給与等の支出という将来負担を伴う行為ですが、任命（契約）の段階では支出負担行為としてとらえないで、具体的に当該職員に給与等の支出決定行為が「その他の行為」にあたります。このように支出負担行為担当者が有する権限のうち「その他の行為」は、あくまでも支出負担行為を主にどの段階でとらえるかを整理するためのものとして「契約後における特定行為」を指すものです。このため質問内容のように、指示（決定）することも含まれると考えることは適当ではありません。 また、今回の見直しにより、工事監督員が行う指示は、指示書に「概算金額は契約金額を拘束するものではない」と記載のうえ、受注者の了解を得たうえ指示を行うこととなりますが、この行為自体は、後日法律上の支出義務を負うこととなる行為ではないため、支出負担行為にあたりません。 （この見解は出納局から国土交通省にも確認済み）
2	工事監督員が行う指示行為	北海道建設工事執行規則第１８条第２項では、「工事監督員は、工事の適正な執行に支障があると認められる事実が発生した場合において、必要があると認められるときは、速やかに支出負担行為担当者に報告し、その指示を求めるものとする。」と規定している。当該権限を有する支出負担行為担当者の指示（決定）の前に、工事監督員が受注者に指示できるとする今回の取扱は、同執行規則との整合性に欠けるのではないか危惧される。見解を伺いたい。 （参考）逐条解説抜粋 財務規則第２条第９号関係 第９号の「第９号の「支出負担行為担当者」は、知事 及びその委任を受けて法第232条の3に規定する「支出の原因となる契約その他の行為」を行う権限を有するものをいう。	北海道建設工事執行規則（昭和39年５月６日規則第60号）第18条では「必要があると認めるときは」に支出負担行為担当者に報告することとされており、これまでは必要性の如何を問わず、現場不符号報告書により支出負担行為担当者に報告してきたところです。 その後、調査結果を踏まえ工事監督員が契約変更に先立ち、工事内容の変更を行いますが、これまでは軽微変更手続きの上申を行い、支出負担行為担当者が通知を行ってきました。今回の見直しにより監督員が指示することになりますが、この行為が「支出負担行為」であれば、監督員は権限外の行為を行うことになります。しかし、国では従前から、軽微な設計変更以外は契約担当官の承認が必要とするものの、指示行為自体は「支出負担行為ではない」（この見解は出納局から国土交通省にも確認済み）ため、工事監督員が変更内容の概算金額を明記した指示書や協議簿で行っています。 一方、現行の道の軽微な設計変更要領では、「設計変更」自体が定義されていなく、工事監督員が行う指示行為についても明記されていないため、この指示行為があたかも支出負担行為、あるいは準じた行為であり、設計図書の変更行為（道約款上第17条第５項）にあたるものと誤認解釈し、

No.	分類	質問内容	回 答
			過度な事務処理を求めた結果、指示の遅れによる受注者負担の増加、遡及した契約変更等を行ってきたものです。 　こうした事務処理を抜本的に見直すとともに、監督員の指示の迅速化、明確化による建設業法遵守等の視点や受注者、発注者の事務の省略化、効率化等の視点により改定した「設計変更ガイドライン」を受注者、発注者（支出負担行為担当者、工事監督員を含む）の共通の指針として契約図書として位置づけることとしたものです。また「北海道建設部土木関係請負工事監督要領においても、指示書を支出負担行為担当者へ提出し、必要な指示を受けることを義務づけることで、第18条第２項の趣旨との整合は図られるものと考えています。
3	ガイドライン見直しの背景	設計変更の協議書で変更したいという要望は、誰からの意見でしょうか。変更事案があった際に本部の原課主査等、内部で共有して軽微変更を行うことは、現場としては安心できる。しかし、現場の判断だけで行うのは難しい事案が出てきた場合、不安要素が大きいので結局本部等関連各所に相談を行うと思います。その際、相談された本部も現行の軽微であれば上まで報告対応を行うが、ルール以外の相談の場合、本部も困ると思いますので、私としては今までの制度の方が良いと考えます。どのような流れで変更となったのかを教えて頂きたい。	これまで、軽微な設計変更手続において、本部関係課への相談等に効果があり、現場として安心できることは十分理解しますが、ほとんどの建管の実態として変更内容や変更金額が曖昧なまま受注者に口頭指示をし、実際の軽微変更手続を遡及して行っていました。また、予算の制約を理由に不足額を一方的に受注者の負担としている例もあり、こうした事務処理は建設業法違反や公文書偽造のおそれもあります。 　また、建設部で行った受注者へのアンケート結果等によると、設計変更にかかる建管の不適切な対応の改善を求める声が強く、昨年度、賠償請求を求める事例もありました。仮に道が受注者から不足額を賠償請求された場合、職員への個人求償に至る可能性もあります。更に出張所からの上申に対し、本部が現場実態による設計変更よりも、過大積算、検査対応を重視するあまり、変更理由の再整理や追加資料を求める等に時間を要し、若手監督員は、現場実態や受注者の意見等に板挟みとなり疲弊してしまう例も聞いているところです。 　一方で、国では、従前（S44通知）から軽微な設計変更は工事監督員の協議簿や指示 書で行い、設計図書の変更や契約変更は工 期末に行っています。更に平成26年品確法の改正を契機にこうした指示書による事務 処理を設計変更ガイドラインに明記しまし た。他県等でもこれに準じたガイドライン を策定し、指示書等で行っている例が多い ことなどから、道（建設部）において今回見直しを行ったものです。 　仮に、受注者の見積額等、指示書の内容に不安や疑義がある場合は、指示の前に必ず本部関係課に事前に相談して対応するほか、本庁建設管理課の相談窓口に相談するなどお願いします。

No.	分類	質問内容	回 答
4	監督員の責任	現実問題として、仮設関係で道の基準ではやりすぎであったりして、施工会社からはチェックを求めてくることもあり、そのチェックは本部で実施していました。 今回の内容だと、指示書で作業を行い、現場は既に完了してしまっている場合、責任の所在はどこになるのでしょうか。監督員に責任がのしかかるのではないかが心配に思います。	受注者への指示内容や変更金額を、迅速かつ明確に文書により、かつ、日付の遡及をせずに伝えることが可能であれば従前の取り扱いで差し支えありませんが、現実的には事務手続の遡及や受注者の不足額負担が生じており、こうした行為は建設業法違反のおそれがあります。 今回の見直し後において、監督員が主任監督員や総括監督員の他、本部担当者に適時、適切に報告、相談したうえで指示するのであれば最終的に監督員一人に責任が及ぶことはありません。そのため、監督員が判断に迷うときや受注者が作成した概算金額に疑義のあるときは、本部の担当主査や課長等に必ず相談し、本部担当者は必要な助言や指示をしてください。なお、概算金額は百万円単位が基本であり、後日、概数確定等、精査され確定されるものです。また契約金額を約するものではないと記載し了解を得ているため、変更金額が指示書の金額に満たない場合でも、道や監督員が法的責任を負うことはありません。ただし確定された変更契約金額について受注者への説明責任は生じますので、必要に応じ本部担当者も協力して受注者へ説明してください。
5	設計変更理由	即時変更や一括処理を行う場合の設計変更上申書の理由について、記載例を示して欲しい。	変更内容が記載された「工事内容の変更指示書」を、設計変更上申書に添付している場合は、『「工事内容の変更指示書」などに基づき変更する。』として構いません。
6	変更指示書の取り扱い	資料２ P3「追加工事等に伴う追加・変更契約」＜２＞について、建設業法に違反との記載がありますが、この記載と今回の指示書で作業をさせても問題ないとの関係性がわかりにくいので、詳細の説明をお願いしたい。	「追加工事等に伴う追加・変更契約」にあたっては建設設業法第19条により、追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要です。また、請負代金についても第19条の3に原価を満たない金額で請負契約を締結してはならないと記載されており、予算不足等を理由に設計変更の不足額を一方的に受注者に負担させることはできません。 ただし、土木工事は、その特殊性から工事状況により追加工事等の内容がその着工前の時点では確定できず、その都度、変更契約を行うことができない場合が少なくありません。その場合は、 ①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容 ②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期 ③追加工事等に係る契約単価の額 の３つを書面に記載し受注者と取り交わしたうえで、契約変更の手続は、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行うことが必要です。今回の見直しは、この①～③を施工協議簿や指示書に記載することで、建設業法違反との指摘を受けないようにすることが目的の一つです。

No.	分類	質問内容	回 答
7	変更指示書の取り扱い	今後、基本的に指示書を出せば変更できるとのことですが、本部に指示書が出てきた段階で指示した後に誤りに気づく場合が出てくるのかと思います。間違えた指示書を出していたときに、撤回はできるのですか。	受注者が指示に基づき工事を行っている場合、工事自体、撤回することはできません。監督員が判断に迷うときや自信のないときは、必ず上司や本部の担当主査・課長に相談してから指示してください。 なお、概算金額は契約金額を約するものではないと記載して了解を得ているため、結果的に契約変更金額が指示金額に満たない場合でも、法的責任を負うことはありません。 ただし、受注者への説明責任は生じますので、その際は必要に応じて本部も協力して受注者へ契約変更金額の妥当性を根拠等を示して説明してください。
8	変更指示書の取り扱い	指示書について、書面で指示した場合に変更の対象になると認識しているが、監督員が相手に出したタイミングという事で良いか。	総括監督員が、工事施工協議簿等に基づく指示内容を「了解」した時点となります。
9	変更指示書の取り扱い	指示書の内容は年度を超えても良いのか。	繰越の場合は年度を超えても良いが、予算管理上、指示内容により、旧年度に払う分と新年度に払う分を確定させる場合は清算が必要です。
10	変更指示書の取り扱い	リサイクルや週休2日、コロナとか、熱中症など当初の特記仕様書に記載がないが、設計変更で計上（変更）する必要が生じる場合に、該当の取組をあらかじめ特記に追記しておく必要があることから、金額が変わらないが重要な変更（契約変更）に該当することになるが、こういう手続きについても指示書で処理（設計変更は事後）ができるのか。	作業の変更指示が生じる場合は、変更指示書で指示し、それ以外は工事施工協議簿で整理して、双方合意していることが確認出来るのであれば、すぐに設計図書の変更、契約変更を行わなくても構いません。
11	変更指示書の取り扱い	漁港事業は、他の地区に流用できる予算の条件がかなり厳しい状況にある。この状況で４千万円というお金を指示書で動かすというのは、漁港はまだこの制度に対応していないのではと思うので、漁港事業で使える案件があるのかなと思っています。	３割かつ４千万円未満なので、３割に縛られるほうが多いと思います。『重要な工種の新設又は廃止』は即時変更なので、それに基づいて設計変更、契約変更を行うことになると思いますが、漁港事業においても、指示を曖昧にしたり、不足額を一方的に負担させないようにすることが必要です。
12	変更指示書の取り扱い	即時変更に該当する3点の場合は変更指示書による着手は不可と理解しているが、ガイドライン６－３「設計変更フロー」では、変更指示書による指示後に「即時変更」か「一括処理」かを判断することになっている。どのように事務処理を進めるべきか。	国では、変更見込金額が4,000万を超えるなどの場合は、工事監督員が受注者への指示の前に契約担当官等への事前承認手続きを行いますが（14日以内に回答）、道建設部では、現時点では概算額を明示した指示の際の事前承認の手続きを義務付けていません。このため、①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額の３つを記載した変更指示書を受注者と取り交わした後は工事着手が可能となりますので、即時変更又は一括処理に該当する場合は、必要に応じて本部と相談等のうえ、速やかに設計図書の変更を行ってください。

No.	分類	質問内容	回 答
13	変更指示書への記載	設計変更の取り扱いについて、工事内容の変更指示書を添付して設計変更を行うのか。またその場合、工事内容の変更指示書に詳細な内容を記載する必要があるのか。	設計変更にあたっては、工事内容の変更指示書を添付して行うことになりますが、変更指示書自体は指示内容や概算金額が明確となっていれば良いことから、詳細の記載内容を記載する必要はなく、シンプルなもので構いません。一方、工事施工協議簿は変更部分以外の記載もあるため、詳細な内容の記載や必要に応じて写真、図面の添付が必要です。
14	変更指示書への記載	指示内容についてどこまで記載すれば良いのか。	設計変更にあたっては、工事内容の変更指示書を添付して行うことになりますが、変更指示書自体は指示内容や概算金額が明確となっていれば良いことから、詳細の記載内容を記載する必要はなく、シンプルなもので構いません。一方、工事施工協議簿は変更部分以外の記載もあるため、詳細な内容の記載や必要に応じて写真、図面の添付が必要です。
15	変更指示書への記載	「概算金額（受注者からの見積り等を参考）」とあるが、受注者からの見積りには総額が書かれていればよいのか、内訳（土工の体積等）も必要か。	設計変更にあたっては、工事内容の変更指示書を添付して行うことになりますが、変更指示書自体は指示内容や概算金額が明確となっていれば良いことから、詳細の記載内容を記載する必要はなく、シンプルなもので構いません。一方、工事施工協議簿は変更部分以外の記載もあるため、詳細な内容の記載や必要に応じて写真、図面の添付が必要です。
16	変更指示書への記載	指示書1枚に一つの指示では無く、複数の指示内容をまとめてもよいか。	どちらでも構わないが、指示内容の迅速化と明確化を図ってください。
17	変更指示書への記載	指示書について、建設管理部から発出して受注者に届いた後、回答を求めるようには読み取れませんでした。先ほど質問の回答の中で、基本的に業者の見積もりを出してそれに対する回答であるような説明があったかと思います。一方で、建設管理部から出すこともあるという説明もありまして、業者が求めていたものと同じ内容の指示書になっているのか、建設管理部から出した指示書が妥当であるかの確認はしないのでしょうか。	設計図書と工事現場の状態との不一致がある場合などは、まずは工事施工協議簿により受発注者が内容を確認し、工事内容の変更指示が必要な場合は、受注者から提出された概算工事費の見積額を参考に変更指示書に記載して、お互いに確認し、工事を行うことになります。
18	変更指示書の概算額 軽微の手続き 変更指示書への記載	①指示書の概算額に出典を明示することになっているが、出典というのは金額の内訳を示すのか？ ②軽微変更は事務手続き上無くなるのか？ ③設計変更重視型の場合、特記仕様書に簡素化を行った項目に書いてある部分を指示書に書いて宜しいのか？	①受注者からの協議により変更する場合は、協議時点で受注者から見積書の提出を受けて変更見込み概算額を記載しますが、発注者の指示により変更する場合は、変更見込み概算額とその内訳、根拠となった資料等の出典元を明示してください。 ②従来の軽微変更の手続きは、出納局が定めている通知ですが、これ自体を廃止するものでは無いが、建管発注の工事で使うことは無くなるものと考えています。 ③簡素化している数量について変更する場合は変更数量等を指示書に書くこととなります。

No.	分類	質問内容	回 答
19	変更指示書の概算額 変更のタイミング 29条の取扱い	①設計変更指示書に記載する内容で、今まで軽微変更で累計額を絶対値で書いていたが、要らないで宜しいか？ ②設計変更に伴う4000万円若しくは3割というものも絶対値では無くなる内容で良いか？ ③設計変更指示書で29条の扱いが出来るのか？	①間違いが無いように、累計額は記載してください。 ②今までの軽微と同じように絶対値の合計です。 ③契約約款は変わっていないので、29条については今まで通りです。指示内容については変更指示書にて、受発注者で確認してください。
20	変更指示書の概算額	指示書に記載する概算金額について、変更額が標準歩掛の範囲内であってもどのくらいの裁量を持ったらよいのか。	現場の作業実態に合わせた設計変更をし、受注者が負担した不足額を一方的に負担させないようにしてください。
21	変更指示書の概算額	工事内容の変更指示書に概算額を記載するとしているが、概算額の算出は発注者がすべきもので受注者に依頼するものではない。という理解で良いか。	指示書に記載する概算額は、どちらかというと受注者からの見積もりが基本となり、国と同様１００万円単位で行って構いません。 受注者から見積もりが出せない場合や見積金額に疑義がある場合は、発注者が出典元とともに、算出した概算額を明記してください。受注者と発注者で食い違った場合は、発注者が算出根拠を示して協議し、指示することになります。
22	変更指示書の概算額	工事内容の変更指示書の概算額は、どれくらいずれても良いでしょうか？ 発注者支援業務が増えた場合に、早めに予算配当するなど考えているのでしょうか？	概算金額は１００万円単位を基本としており、後日確定させることになります。現場代理人の方が現場状況や下請の手配等に詳しい場合もあり、まずは受注者からの見積書により行って構いません。 本部が指示書を受取った後、正式な契約変更金額について、会計検査対応を踏まえ、また、標準歩掛の範囲内で過大積算となる場合は、その根拠を明確にして、工事監督員に指示してください。 発注者支援業務が増えた時の予算ですが、基本的には単独費が一番良いですが、ので公共予算も活用しながら発注を行ってください。
23	変更指示書の概算額	設計変更ガイドラインの概要③の6番設計変更が可能なケースの指示書への概算額の 記載の受注者からの協議により変更する場 合、受注者からの見積書の提出を受けて変 更見込概算額を記載となっているが、これについては、発注者側に調査することな く、指示書にその金額を書いて指示をする形なのか？	ガイドラインに記載されているとおり、受注者から提出された見積もりは妥当性を確認することが必要です。100万円単位のため、積算を回し直すまでしなくて良いですが、何もチェックしなくていいと言うことではありません。工事施工協議簿には、工事の変更内容の詳細が判るように、必要に応じて図面や写真を添付することになりますが、変更指示書に設計資料や写真は添付しなくて構いません。これらの資料は後日行われる設計図書の変更の際必要となり、どういう形で指示を行ったかが重要になるので、受注者としっかり打合せをして保管してください。

No.	分類	質問内容	回 答
24	キャルス対応 変更指示書の概算額	変更指示書については、キャルス対応になるのでしょうか。また、変更指示書に記載する概算額については、監督員の積算に基づく概算なのか、それとも業者さんから出されたものになるのか教えてください。	CALSの中で様式が定められていて、それに押印して受注者と共有します。なお、本部に共有するときは、紙をプリントアウトして棚入れするのか、PDFにしてメールで送るのか、地域調整課と相談して簡略化な方で共有してください。 指示書に記載する額は、受注者が提出した概算額（百万円単位の見積書）で差し支え有りません。ただし、あくまで概算金額であり契約金額にはならないことを受注者の同意を得て、施工協議簿と指示書に記載しておくことが重要です。実際にその額で、後日設計変更できるのかどうかは、時間をかけて構わないので、本部でも数量や単価等をチェックしてもらい、その際の根拠資料を設計変更図書作成や契約変更の際に活かすことになります。
25	変更指示書の保管	発注者用（原本）における指示書（写し）の取り扱い設計変更時に綴るのか、不要か、検査監査は監督員用で対応か。その都度なら軽微と変わらない	入札契約課では出張所等から共有された指示書の写しを原本に添付しておく必要があります。原本に添付された写しにより受検して構いません。
26	変更指示書の上申	工事内容の変更指示書の上申については、どこまで決裁を行うのか 現在は金額により決裁権者が変わる状況	上申とは、下級行政機関が上級行政機関に対し、意見等を申し述べる文書であり、指示書に関しこうした手続は不要です。指示内容に不安や概算金額に疑義がある場合は、必ず本部に相談するとともに、指示後、写しを速やかに本部へ送付し、本部は適切な予算管理を行うほか、設計図書の変更に向けた必要な助言や指示を行ってください。
27	変更指示書の上申	上申の方法（様式等）の詳細は決まっているか	上申とは、下級行政機関が上級行政機関に対し、意見等を申し述べる文書であり、指示書に関しこうした手続は不要です。指示内容に不安や概算金額に疑義がある場合は、必ず本部に相談するとともに、指示後、写しを速やかに本部へ送付し、本部は適切な予算管理を行うほか、設計図書の変更に向けた必要な助言や指示を行ってください。
28	変更指示書への添付資料	本部に指示書のコピーを提出する時に、発注者と受注者との協議で交わした資料、写真や図面なども添付することになりますか。	工事内容の変更の協議は、工事施工協議簿で行いますが、その際、現場の状態との不一致等、その内容がわかるように写真や図面が必要となります。それにより変更内容や概算金額が明らかになっていれば、指示書自体には添付等は不要です。

No.	分類	質問内容	回 答
29	変更指示書の保管	軽微変更は請求書のファイルに綴り、軽微があって最後に軽微総括があって、その時系列を確認しますが、そういう種類のものではない。綴じなくて良いということですね。	変更指示書はCALS対応のため、本部は見れません。出張所からは紙ベースやメールなどを活用して入札契約課などに共有し、本部内で関係各課への共有化をお願いします。Ｑ＆Ａでも明確にしようと思いますが、本部の入札契約課や原課が、指示書の概算額で予算の不足が生じないか、又は予算の配当見込みが確実かなどを確認する事になります。 なお、入札契約課では指示書の写しを原本に添付しておき、設計図書の変更の際の参考にする必要があります。
30	変更のタイミング	増減見込額が４０，０００千円を超えた時点で即時変更とあるが、今まで通り、指示書ごとの増減見込額を絶対値を積み上げた額で判断すれば良いか	絶対値の積み上げで判断する。（従前と同様の考え方）
31	変更のタイミング	即時変更は増減見込額が現請負代金額の30%を超え又は4,000万円以上のとき実施とあるが、概算金額がこれを下回ったものの、精査した（一括処理時点）結果これを超えていても問題ないか。	概算金額での判断で構いませんが、契約変更の段階で予算不足が生じないよう、本部とのきめ細やかな情報共有に努めてください。
32	変更のタイミング	軽微な設計変更となる３割以内かつ4,000万円未満までは指示書で行い、それより金額が超えることとなった段階で設計変更を行うということでしょうか。	4,000万円未満までは軽微な設計変更のような上申を上げなくても、指示書で行って構いませんので、概算額を記載して進めていくこととなります。設計変更のタイミングとしては、１回で３割を超え又は4,000万円以上となる場合と、累計が３割を超え又は4,000万円以上となった場合の他、受注者が希望する場合も設計変更図書を作成し、契約変更を行ってください。
33	変更のタイミング	設計変更のタイミングについて、重大な工種の新設・廃止とされるのはどのレベルか。また、設計書作成要領を改訂して欲しい。	重大な工種については、本部と相談のうえ、不明な場合は、個別相談してください。要領改訂は別途行うこととし、設計変更ガイドラインを優先する旨の文書を発出しました。
34	変更のタイミング	軽微な変更額が4千万円未満に拡大されたが、変更額は今までどおり絶対値のままなのか。あるいは減額分を加味した額なのか。	変更額の扱いについては従来どおり絶対値の合計となります。
35	変更のタイミング	指示書の金額上限は軽微と同様、±（絶対値）の累計か。	今までの軽微と同じように絶対値の合計です。
36	変更のタイミング	設計変更重視型のフローの中で第1回設計変更確認会議では照査内容を確認後、数量を変更することとなっているが、設計変更の要領の中で1500万から4000万と変わっている。この確認会議で決まったものは全て軽微の扱いとなるのか？	従前の軽微な設計変更の取り扱いではなく、設計変更ガイドラインに則り、即時変更又は一括処理を行う事となります。

No.	分類	質問内容	回 答
37	変更のタイミング	設計変更の指示書について30%、4000万のしばりがあるが、あまりないケースとして、トータルで5500万増の場合、4000万を越えるタイミングで一度設計変更を行うことでリセットされるという理解で良いか？また拡大変更は、これまでと同じ扱いで問題はないか？	質問の通りで問題ないと考えます。
38	予算管理	現在、若手職員が多い中、予算管理が課題となっているが、資料では指 示書と同時に本部へ報告とある。この点については、同時ではなく予算の確認を取ってから指 示を出すべきではないか？	これまでも、担当する工事にかかる配当予算は、本部入札契約課だけでなく、出張所も共有していたものと考えています。 予算の執行管理に不安がある場合は、必ず本部関係課へ相談し、配当予算内であることや、配当見込みが確実なことの確認を得た後、指示を行ってください。また、指示した概算金額がそのまま変更契約金額にならないため、本部は設計図書の精査を行い、契約変更に向けて必要な指示、助言を行ってください。
39	予算管理	設計変更指**示**書は各出張所の判断で進めていく事で良いか？	これまでも、担当する工事にかかる予算は、本部入札契約課だけでなく、出張所も共有していたものと考えています。 予算の執行管理に不安がある場合は、必ず本部関係課へ相談し、配当予算内であることや、配当見込みが確実なことの確認を得た後、指示を行ってください。また、指示内容がそのまま変更契約金額にならないため、本部は設計図書の精査を行い、契約変更に向けて必要な指示、助言を行ってください。
40	予算管理	設計変更の予算に不足が生じる場合は、本庁各課と予算確保に関する協議・調整を行った後に指示を行うとされているが、本庁に電話・メール等で予算確保の了承を得ることで良いか。	本部で予算が足りなくなれば、本庁関係課へメールや電話で相談し、追加の予算配当の了承を得た後、指示を行ってください。
41	本部との情報共有	予算管理について本部と情報共有することが難しいと感じている。CALSに登録する受注者との協議内容を本部でもリアルタイムで見ることができるようにシステム改修してはどうか。	現在、道路・河川等の予算管理にあたり、別々のシステムや手法により、本庁・本部・出張所が予算データを共有しており、今回の取組を実施することにより従来行ってきた予算の執行管理や事業調整に大きな影響は生じないと考えています。CALSは工事を実施している関係者のみが進捗や協議内容等を共有するシステムであり、本部も共用することはできないため、協議簿等をメール送信する等により本部と共有願います。
42	本部との情報共有	共通フォルダなどを活用した、出張所、原課、入札契約課が一元で管理できるシステム等導入を検討してほしい。	現在、道路・河川等の予算管理にあたり、別々のシステムや手法により、本庁・本部・出張所が予算データを共有しており、今回の取組を実施することにより従来行ってきた予算の執行管理や事業調整に大きな影響は生じないと考えています。CALSは工事を実施している関係者のみが進捗や協議内容等を共有するシステムであり、本部も共用することはできないため、協議簿等をメール送信する等により本部と共有願います。

Ⅰ　設計変更ガイドライン　Ｑ＆Ａ　（令和5年5月23日現在）

No.	分類	質問内容	回 答
43	本部との情報共有	指示と同時に行う、「支出負担行為担当者への報告や、共有フォルダ等を活用」部分について方法を統一して頂きたい。	現在、道路・河川等の予算管理にあたり、別々のシステムや手法により、本庁・本部・出張所が予算データを共有しており、今回の取組を実施することにより従来行ってきた予算の執行管理や事業調整に大きな影響は生じないと考えています。CALSは工事を実施している関係者のみが進捗や協議内容等を共有するシステムであり、本部も共用することはできないため、協議簿等をメール送信する等により本部と共有願います。
44	本部との情報共有	他建管ではどのような対応を取っているのかを情報共有して欲しい。また、良い事例などを発信していただくと、担当者は、それを参考に知識を得ることで早い対応が取れると思いますので、全道の情報を集約して情報共有と情報提供をお願いしたい。	今回の見直しは、新しい制度であり建管や受注者の意見等を踏まえ、適宜、マイナーチェンジを行う必要があると考えています。情報提供につきましては、各建管の意見をQ&A にまとめたり、逐次事例を蓄積する他、会議等で意見交換をさせていただきたいと考えています。
45	本部との情報共有	本部への伺いは、省いていると認識しています。 本部は指示書の内容を、金額だけを確認し、どのような指示が出されたかの確認は必要ないのですか。	指示内容や概算金額に疑義や不安がある場合は、指示の前に本部へ相談してください。本部の役割としては、指示内容や概算金額の妥当性を確認し、後日行われる設計図書の変更、契約変更までに、必要な指示、助言を行ってください。
46	本部との情報共有	設計変更の「指示書」を本部と共有することは、必須ではないということで良いですか。	必須です。これまでの軽微な変更の上限額を４千万円に拡大する試行を行うことで、大幅に事務の簡素化、迅速化を図りました。出納局からも、特に予算管理をしっかり行うことが施行の条件とされていますので、施行後も、この上限額を維持できるよう、出張所と本部の情報共有は特に重要です。
47	本部との情報共有	「指示した概算額の本部への速やかな報告」は、写しか、誰に渡すか。報告、進達なら省力化、迅速化にならない。	変更指示書はCALS対応のため、本部は確認出来ません。そのため出張所等からは、紙ベースやメールなどを活用して入札契約課等に共有し、本部内で関係各課へ共有するなど、簡略な方法で共有することとし、報告や進達といった事務手続きは不要です。なお、入札契約課では指示書の写しを原本に添付するとともに、契約変更や予算管理の参考とし、疑義がある場合は必ず出張所等に確認してください。
48	本部との情報共有	指示書の扱い、事務処理の方法が示されていない。「支出負担行為者（誰？）への報告（何をもって？）や、共有フォルダ等（行政は担当が、積算は本部が共有できない）を活用し、リアルタイムで予算執行状況を把握（実際には設計変更時の按分表で把握）するなど、…」、実務が考慮されていない。建管ごとの判断に任されると、ローカルルールで手間が増えたり、異動の度に担当者の負担になる。	他建管では既に、ガイドライン案が示された以降、これまでの出張所・本部間の事務処理の簡素化と適切な予算管理の両立に向け、担当課職員が打ち合わせをする等、検討を始めています。こうした取組を参考に、貴建管でも全て本庁に委ねるのではなく、ローカルルールの是非を検討し、疑義が生じた場合は、本庁にも相談願います。

Ⅰ　設計変更ガイドライン　Ｑ＆Ａ　（令和5年5月23日現在）

No.	分類	質問内容	回 答
49	本部との情報共有	「工事請負契約における設計変更ガイドライン」によると、設計変更に関わる指示書については、「指示と同時に、支出負担行為者への報告や、共有フォルダ等を活用し～」と記載されております。報告方法のルール設定が必要と思いますが、本庁からの通知もしくは建管として検討がされているか教えていただきたい。 案１．指示書の写しに頭紙を付け、入札契約課へ進達する。 案２．Ｎドライブの入札契約課フォルダに指示書のデータを格納する。	報告方法のルール設定ですが、現時点では全道統一は考えていませんが、次の例も参考としてください。 ①出張所等から本部への報告方法 ・監督員は指示書の写しを入札契約課及び事業担当課に速やかにメールするなどして本部へ報告する。本部においては、指示の結果予算不足になるおそれがあるなど疑義が生じた場合は、監督員に確認し、必要な指示をするものとする。 なお、監督員から入札契約課等へ報告する際には、指示書等の写しだけとし、出張所からの報告文の添付は要しないが、本部の求めに応じ、必要な資料を提出する。 ②本部内での回付方法 ・予算執行管理を行っている入札契約課担当者から入札契約課長まで回付すると共に、予算管理を行っている原課担当課長及び係長に回付等、共有する。 なお、回付に際しては、基本的に報告文の作成は要しない。 ③本部内での保管方法 回付した指示書等の写しは設計図書の一つとなるため、入札契約課が原本に綴じて保管する。
50	本部との情報共有	説明会資料2-P4および、資料3-P1末尾に「監督員は、指示した概算金額の本部への速やかな報告や、共有フォルダ等を活用することにより、予算執行（予定）管理の徹底を図る」とあるが、実務の方法が示されていない建管ローカル対応では監督員の負担が増えるため、本庁にて統一していただきたい。	予算管理については、これまでも本庁が統一ルールを定めておらず、それぞれの建管が適切に本庁関係課とも情報共有しながら行ってきており、今後も変わるものではありません。今回の見直しにより、監督員の負担が増えるようであれば、その原因やその解決策は何か検討したうえで、具体的な状況について本庁に相談してください。
51	本部との情報共有	calsでは本部に共有できず、監督員がデータを行政PCに格納するのは手間がかかるため、従来どおり紙で申達した方が早い、となってしまう。行政PCでcalsを見られるようにしていただきたい。	当面、システム改修の予定はないため、変更指示書は紙ベースやメールなどを活用して本部への共有をお願いします。
52	キャルス対応	設計変更ガイドラインの指示書について、calsで処理する話があり、今年度から印鑑のところが、今まで電子印で「□□」と名前が表示されていたのが、名前の代わりに丸印になりました。これは皆さんの〇がついていれば、印刷して押印せずに、指示したということになりますか。	CALSについては、紙に打ち出して押印するのではなく、関係者それぞれに〇がついていれば、指示を行ったということになります。

Ⅰ　設計変更ガイドライン　Ｑ＆Ａ　（令和5年5月23日現在）

No.	分類	質問内容	回 答
53	ガイドラインの適用時期	ガイドラインの指示書の取り扱いについて、現在発注済みのゼロ道の工事には適用となるのか？	4月から全ての工事が対象となります。
54	ガイドラインの適用時期 変更のタイミング 軽微の手続き 概数確定	既発注工事は契約時に「設計変更ガイドライン」を契約図書に位置付けられていないが、4月1日以降の取り扱いについて ①指示書方式は適用されているか ②変更のタイミングは請負代金3割かつ4,000万以上になる時か ③「軽微上申」というものは存在しないか ④概数分の金額は指示書内に記載するか	①「設計変更ガイドライン」は、令和５年４月１日から適用となっています。そのため、既発注工事に適用する場合、設計変更にあたっては同ガイドラインに基づいて行うことを受発注者双方が書面(工事施工協議簿)により確認の上、適用してください。 ②設計変更のタイミングは、工事量の大幅な増減以外にも、重要な工種の新設及び又は廃止、その他必要と認めたとき（受注者から申し出があったとき等）は即時変更が必要となります。詳細は「設計変更ガイドライン」を参照ください。 ③建設部が定めた新たな「設計変更ガイドライン」では、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、工事監督員は変更にかかる概算金額を明示した書面（指示書)にて受注者に指示し、指示と同時に支出負担行為担当者へ報告を行うとしたため、出納局が定めた「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」(昭和46年12月１日付け局総第562号)による「軽微上申」の事務手続きは必要ありません。 ④北海道建設部土木関係請負工事監督要領(平成14年３月25日付け技管第1212号)第３条第１項第２号に工事監督員の一般的職務として「設計変更事由が生じ、契約変更手続きを行う前に、受注者に作業を行わせる場合の書面による指示」を令和５年３月17日付け建管第1659号で追加したところです。指示により概数分の数量が増減し請負代金額が変更となる場合は、指示書に概数分の金額を記載することになりますが、指示によっても概数分の金額変更が伴わない場合は、概数分の金額を記載する必要はありません。なお、概数で発注した分について概数確定の処理は必要となるため、注意ください。また、「概数確定」による設計変更を行っていない部分については、「概数」を含めた累計額により、概数確定の手続きと併せて即時変更又は一括処理を行って構いません。

Ⅰ　設計変更ガイドライン　Ｑ＆Ａ　（令和5年5月23日現在）

No.	分類	質問内容	回 答
55	ガイドラインの取り扱い	「設計変更ガイドライン」の契約図書への位置づけは何をもってなされるのか。HPに公開されていることをもって、契約図書になっているとみなしてよいか。	「設計変更ガイドライン」は、令和５年４月１日から適用となっており、各関係団体にも通知していますが、既発注工事にむける工事内容の変更や設計図書の変更にあたっては同ガイドラインに基づいて行うことを受発注者双方が書面(工事施工協議簿)により確認の上、適用してください。 （参考） R5.3.17に改訂された「監督要領の運用」には、次のとおり記載されている。 第16条（条件等不一致に関する調査、確認）関係 １場代理人への確認や調査結果は工事施工協議簿（様式－工監4 ）にて行うこと。 ２発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、事内容の変更指示書（様式－監20）で行うこと。
56	ガイドラインの取り扱い 設計変更事例集	設計変更ガイドラインの改定について、設計図書作成要領に掲載されている「16 設計変更ガイドライン」に該当すると思わ れますが、P118（工事-114）～P121（工事-117）の「16-1 設計変更ガイドライン」の改定と考えて良いでしょうか。または、P122（工事-118）～P159（工事-155）の「16-2 設計変更事例集（Q&A）」の廃止も含まれるでしょうか。	その通りです。 設計変更事例集（Q&A）については、これまでどおり活用ください。
57	ガイドラインの位置付け	ガイドラインを既発注工事に運用するためには契約上の位置付けが不可避の気がしますが、本当に必要ないのでしょうか。	「設計変更ガイドライン」は、令和５年４月１日から適用となっています。そのため、既発注工事に適用する場合、設計変更にあたっては同ガイドラインに基づいて行うことを受発注者双方が書面(工事施工協議簿)により確認の上、適用してください。
58	現場不符合の取り扱い	今まで通りの契約約款第１７条による現場不符合の取り扱いについてはどうなるのか	支出負担行為担当者には、工事内容の変更指示書や必要に応じて工事施工協議簿を提出することになります。
59	現場不符合の取り扱い	契約約款第１７条による現場不符合は不要とのことだが、現地立会は必要なのか	設計図書と工事現場の状態との不一致などにより、受注者から第17条第2項に基づく確認請求があった場合、原則、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければなりませんが、「設計変更ガイドライン」６－３ 設計変更フローに記載のとおり、臨場又は机上での調査・確認を行うことも出来ます。
60	現場不符合の取り扱い	現場不符合は「指示書」で指示することから、不符合の手続きは不要になりますか。	支出負担行為担当者には、工事内容の変更指示書や必要に応じて工事施工協議簿を提出することになりますので、これまでの不符合の手続きは不要です。
61	現場不符合の取り扱い	現場不符合の処理は、従来通り必要となってくるのか？ 現場不符合の書類を作った上で指示をするのか？	設計図書と工事現場の状態との不一致がある場合は、工事施工協議簿により受発注者が内容を確認し、変更指示が必要な場合は変更指示書で指示してください。 このため、これまで作成していた現場不符合等確認書は不要です。

Ⅰ　設計変更ガイドライン　Ｑ＆Ａ　（令和5年5月23日現在）

No.	分類	質問内容	回 答
62	現場不符合の取り扱い	これまでの現場不符合確認書は必要あるのか？	これまで作成した現場不符合確認書は不要となる。工事施工協議簿により変更内容を確認し、変更指示がある場合は変更指 示書に記載する。
63	軽微の手続き	軽微な設計変更は、なくなるということでしょうか。	建設部が行う建設工事の場合はそうなります。ただし、委託業務は設計変更ガイドラインの適用外となるため、これまでどおりの取り扱いとなります。
64	軽微の手続き	指示書は、事業課及び出張所が発出する指示書のコピーを入札契約課もしくは原課に提出することから、この様式の役割は、今までの軽微の様式の代わり等と考えて良いですか。	建設部が行う建設工事では、軽微変更は使わなくなります。 指示書は、受注者と発注者が変更内容を確認するとともに、本部に提出することで、必要な指示や助言をし、後日行う設計図書の変更、契約変更の際の参考となります。
65	拡大設計変更	拡大設計変更及び第２９条の設計変更については、これまでの取り扱いで良いのか	これまでどおりの取り扱いとなり、一度精算してから行うこととなります。
66	拡大設計変更	フロー図に拡大設計変更になる場合を入れて欲しい。	拡大設計変更の制度は従前どおりのため、設計図書作成要領のフローを確認ください。ガイドラインへの追加については、今後の状況を踏まえつつ検討します。
67	拡大設計変更	拡大設計変更という考え方が今回触れられていないが設計変更の中で色分けはしないということか。	拡大設計変更の制度は従前どおりである。
68	拡大設計変更	漁港の場合は拡大設計変更で予算を使い切る調整を行っている。 今回の変更は国の例を参考としていると聞いており、開発局は拡大設計変更という考え方はなく、手間がかからなくなると思っていたが、漁港予算の調整には役立たないと感じる。	今までより前進していると思っている。今後検討するが今の段階では従前どおりである。
69	拡大設計変更	拡大変更は指示書ではなく設計変更になると考えられるが、設計変更重視型の範疇との判断基準は。同様に、29条と、設計変更重視型の範疇との判断基準は。	拡大変更はこれまでどおりの取り扱いとなります。また、契約約款は変わっていないので、29条についてもこれまでどおりの取り扱いとなります。
70	拡大設計変更	工期延長、拡大変更は契約変更にあたるので設計変更か。指示書で着手可能なら、金額の精度は。これまでは軽微総括の後、今後は指示書の総括後か。	工期延長を伴う場合は契約変更が必要となります。また、拡大変更はこれまでどおりの取り扱いとなり、一度精算してから行うこととなります。
71	概数確定	指示書について、概数の確定にも必要であるか、それとも協議簿となるのか。	工事監督員要領に記載しているが、受注者へ何らかの作業を行わせる場合の書面が指示書である。 概数確定というのは作業を指示をしているのではないので、工事施行議簿で差し支えない。
72	繰越の活用	資料２p.5に「繰越の活用」とあるが、単独費も同様に可能か	設計変更に伴い工期変更するものであれば可能であり、各関係課や当課へ相談願います。

Ⅰ　設計変更ガイドライン　Ｑ＆Ａ　（令和5年5月23日現在）

No.	分類	質問内容	回 答
73	繰越の活用	補正予算の繰り越しは可能なのか。	繰り越し手続きは、以前よりハードルは高くないので、事故繰越になるような案件があれば、本庁へ相談してください。
74	繰越の活用	繰越時に補助費が含まれているためにハードルが高い。よって、そこを柔軟に対応して頂けるよう働きかけて頂きたい。	今後柔軟に対応出来るよう働きかけたい。
75	本庁各課への説明	漁港は水産林務部で予算管理しているので、建設部の取り組みを十分な説明を行って欲しい。	漁港漁村課（課長・課長補佐）にも説明しており、適宜相談されたい。
76	他機関への周知	建設協会を通して北海道の発注を変えていく事を周知してもらいたい。	建設業協会には昨年に説明を行い、概ね了解をもらっています。また、報道に取り上げてもらう取組も行っています。今後も折を見て説明等を行っていきたいと考えています。
77	任意仮設	任意仮設の場合、当初明示していることが前提となっているが、明示されていなければ設計変更の対象とならないのか	明示していなくても、当初の積算時の条件と現地に変更がある場合は、設計変更は可能です。
78	任意仮設	たとえ任意仮設でも施工業者との協議で図面や数量調書の作成等の指示書を交わせば指定仮設になってしまうのか。	協議の結果によっては、指定仮設になる。
79	設計積算管理委員会	指示書により本部の判断が入る余地は無くなるが、設計積算管理委員会に諮るべき案件の判断基準は。	監督員が迷うときや自信のないときは、本部の担当主査や課長に相談してから指示してください。また、本部職員も参加した設計変更確認会議の開催なども検討ください。
80	電子契約	説明で設計変更の遡りはもうできないとの話がありましたが、電子契約のシステムはいつから可動するのでしょうか？	総務部改革推進課からは、電子契約は２定補正計上見込みであり、１２月開始予定と聞いています。
81	ガイドラインの文言訂正	契約書第18条による設計変更の場合は、ガイドライン６－３「設計変更フロー（工事請負契約書第17条）」に基づき事務処理を進めるが、表題に「･･･又は第18条」と追記してはどうか。	設計変更フローの表題に、第18条を追記します。
82		従前の概数確定手続きには施工協議簿を活用していたが、重視型の場合は原則概数の取り扱いが廃止されている。今後は何が指示書で、何が施工協議簿によるのか、具体的に示して欲しい。重視型による工事において、概数的な数量の変更（地盤線の変更、処分数量の変更など）をすべて指示書により行わなければいけないのであれば、業務軽減に逆行する形となっているので、早急に対応が必要と考えられます。	当初設計計上している項目についての数量確定等は協議簿とし、作業を行わせる場合は指示書とし概算額を記載してください。
83		設計変更のタイミングについて、「重要な工種の新設及び又は廃止」の場合の適用条件が分かりにくい。	例として、「当初未計上であった橋梁工が突然追加された」、またその逆で「橋梁工が廃止された」や主たる工種がすべてなくなったなどが考えられます。